

# 令和7年厚木市教育委員会10月定例会日程

日時 令和7年10月28日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

## 1 開会

## 2 教育長報告

## 3 協議事項

(1) 第3次厚木市教育振興基本計画(案)について **【教育総務課】**

(2) いじめ防止対策推進法「重大事態」に係る再発防止策について **【教育指導課】**

## 4 報告事項

(1) 第39回和田傳文学賞受賞者について **【教育指導課】** (資料1)

(2) 令和7年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について **【教育総務課】** (資料2)

## 5 閉会

## 令和7年10月定例教育委員会教育長報告

令和7年9月26日（金）に開催されました9月定例会以後の主な行事等27件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 9月28日（日） 林中学校  
令和7年度市民健康まつり（地区運動会）  
○訪問地区 睦合西地区  
○参加者数 約400人
- 2 9月30日（火） 北小学校、飯山小学校  
学校訪問
- 3 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
令和7年度 厚木市教育委員会点検評価報告書（答申）受理  
○提出者 厚木市教育振興基本計画審議会
- 4 同 日 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室  
厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員委嘱状交付式  
○委嘱委員数9人
- 5 同 日 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
厚木市中学校長会 令和8年度予算要望  
○訪問者 校長会長ほか5人
- 6 10月 1日（水） 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室  
藤塚中学校吹奏楽部 東関東吹奏楽コンクール出場報告会  
○出席者 校長、顧問、生徒（3年生17人）
- 7 10月 2日（木） 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室  
神奈川県PTA協議会表敬訪問  
○訪問者 会長ほか5人

- 8 同日（10月2日） 綾瀬市役所  
令和7年度 第2回県央教育事務所管内教育長会議
- 9 10月 4日（土） 依知小学校  
小学校運動会  
○訪問校 依知小学校
- 10 同日 本厚木駅北口広場  
薬物乱用防止キャンペーン
- 11 10月 5日（日） 上三田青少年広場ほか  
令和7年度 市民健康まつり（地区運動会）  
○訪問地区 6地区（睦合北、睦合南、荻野、小鮎、厚木南、相川）  
○参加者数 約4,300人（6地区合計）
- 12 同日 アミューあつぎ  
Fly to NZ Project in Hamilton 2025実績報告会  
（フライ・トゥー・ニュージーランド・プロジェクト・イン・ハミルトン）  
○参加者 留学生 8人  
保護者、グローバル教育交流事業実行委員会委員長・委員、  
留学生所属学校長・教諭 ほか関係者 40人
- 13 10月 8日（水） 鳶尾小学校  
学校訪問
- 14 10月12日（日） 玉川小学校ほか  
令和7年度 市民健康まつり（地区運動会）  
地域学校合同運動会（森の里）  
○訪問地区 6地区（玉川、南毛利南、南毛利、厚木北、依知南、森の里）  
○参加者数 約4,740人（6地区合計）
- 15 同日 森の里小学校ほか  
小学校運動会  
地域学校合同運動会（森の里）  
○訪問校 3校（森の里小学校、緑ヶ丘小学校、依知南小学校）

- 16 10月15日(水) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室  
教育委員会委員感謝状贈呈式
- 17 同日 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
高齢者叙勲伝達式
- 18 10月16日(木) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室  
教育委員会委員任命発令
- 19 10月18日(土) 依知中学校ほか  
中学校文化発表会  
○訪問校 3校(依知中学校、睦合東中学校、藤塚中学校)
- 20 10月19日(日) ツユキ及川球技場  
令和7年度 厚木市少年少女球技大会  
○参加児童数 233人(雨天のためエントリー数)
- 21 同日 緑ヶ丘小学校ほか  
令和7年度 市民健康まつり(地区運動会)  
○訪問地区 2地区(緑ヶ丘、依知北)  
○参加者数 約440人(2地区合計)
- 22 10月20日(月) おだわら市民交流センターUMECO(ウメコ)  
令和7年度 神奈川県市町村教育長会連合会幹事会・総会
- 23 10月23日(木) 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室  
令和7年度 厚木市総合教育会議第2回会議
- 24 10月26日(日) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室  
令和7年度 環境関連表彰式
- 25 同日 厚木市文化会館大ホール  
令和7年度 厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭(音楽発表会)  
○参加校 市立中学校13校

- 26 同日（10月26日） 厚木市文化会館大ホール  
令和7年度 厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭（演劇部部会発表会）  
○参加校 厚木中学校、睦合中学校、睦合東中学校
- 27 令和7年 厚木市議会第6回会議（9月定例会議） ※ 前回報告以降の内容
- ① 会議期間  
9月1日（月）から10月6日（月）まで（36日間）
- ② 予算決算常任委員会（10月3日（金））
- 議案第77号 令和6年度厚木市一般会計歳入歳出決算について 【認定すべきもの】
- 議案第82号 令和6年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について 【認定すべきもの】
- 議案第92号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第4号） 【可決すべきもの】
- 議案第93号 令和7年度厚木市学校給食事業特別会計補正予算（第1号） 【可決すべきもの】
- ③ 本会議（10月6日（月））
- 議案第63号 教育委員会委員の任命について 【同意】
- 議案第77号 令和6年度厚木市一般会計歳入歳出決算について 【認定】
- 議案第82号 令和6年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について 【認定】
- 議案第92号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第4号） 【可決】
- 議案第93号 令和7年度厚木市学校給食事業特別会計補正予算（第1号） 【可決】
- 陳情第12号 国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情 【採択】

## 第 3 次厚木市教育振興基本計画（案）

令和 8（2026）年 3 月 厚木市



# 目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
第 2 章 策定の背景	3
1 本市の教育を取り巻く現状	3
2 第 3 次厚木市教育振興基本計画策定に向けた課題	11
第 3 章 本市が目指す教育施策の方向性	14
1 計画構成図	14
2 基本理念	15
3 施策の展開	16
4 基本理念の実現に向けた成果指標	24
5 基本方針と持続可能な開発目標（SDGs）との関連	25
第 4 章 計画の推進	26
1 計画の進行管理	26
2 推進体制	26
資料編	
1 本市の教育を取り巻く現状	27
2 児童・生徒アンケート調査結果	36
3 検討組織	40
4 策定の経過	44
5 用語説明	47



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成21（2009）年度に「未来を担う人づくり」を基本理念とする厚木市教育振興基本計画<sup>\*</sup>を策定し、その後、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする第2次厚木市教育振興基本計画（以下「第2次計画」という。）に基づき、様々な事業を推進しているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化や少子化の加速、デジタル化の急速な進展など、第2次計画策定時から教育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、社会全体では人生100年時代の到来や超スマート社会（Society5.0）<sup>\*</sup>の実現に向けた技術革新の進展など、大きな変革期を迎えています。こうした変化を乗り越え、誰もが幸せを実感できる社会を築いていくためには、夢や希望に挑戦し、多様性を尊重しながら協働して社会を創り出す力が、これまで以上に求められており、教育の果たす役割は一層重要性を増しています。

教育基本法<sup>\*</sup>は、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めています。また、令和5（2023）年度を始期とする国の第4期教育振興基本計画<sup>\*</sup>では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>\*</sup>の向上」の二つをコンセプトに掲げ、社会の構成員の一員として主体的に未来を築いていく視点の重要性が示されています。

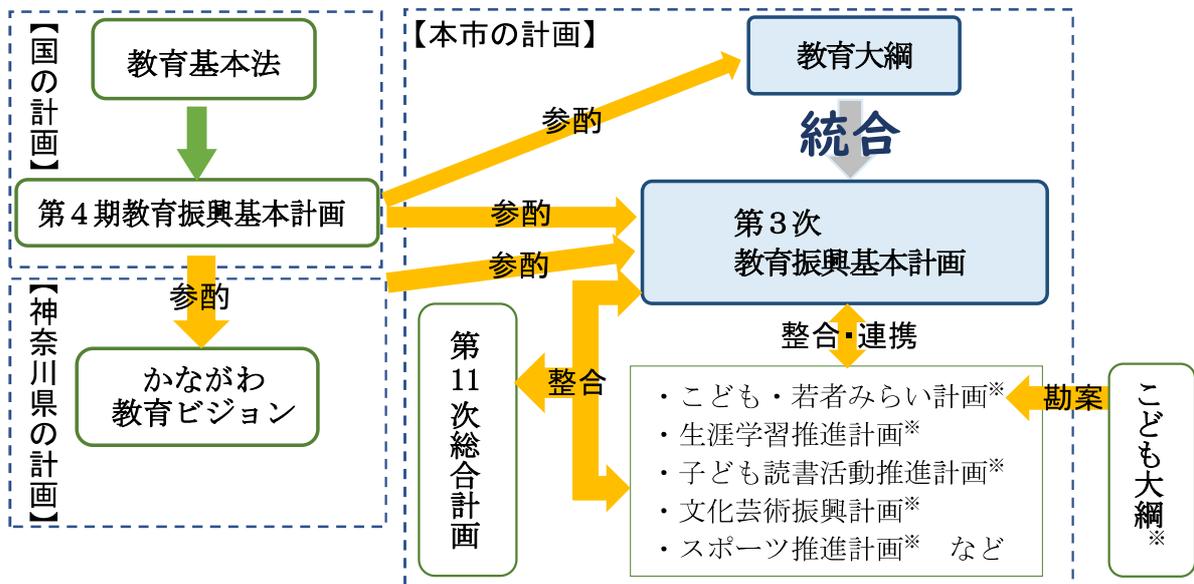
こうした背景を踏まえ、令和8（2026）年度を始期とする第11次厚木市総合計画<sup>\*</sup>や関連計画と整合を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を示すものとして、第3次厚木市教育振興基本計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

第3次計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して定める計画です。

国の第4期教育振興基本計画及び神奈川県のかながわ教育ビジョン<sup>※</sup>を参酌するとともに、市総合計画及び関連計画と整合を図り策定しました。

なお、第3次計画は、厚木市教育大綱<sup>※</sup>を包含し、運用を図ることとしています。



## 3 計画の構成と期間

計画期間を通して本市の教育の在り方を示す「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応が必要となる「基本方針」、「施策」、「実施計画」を一体的に捉えた構成とします。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、「基本方針」、「施策」、「実施計画」については、社会状況の変化や市総合計画アクションプランの計画期間を踏まえ、5年ごとに見直しを行います。



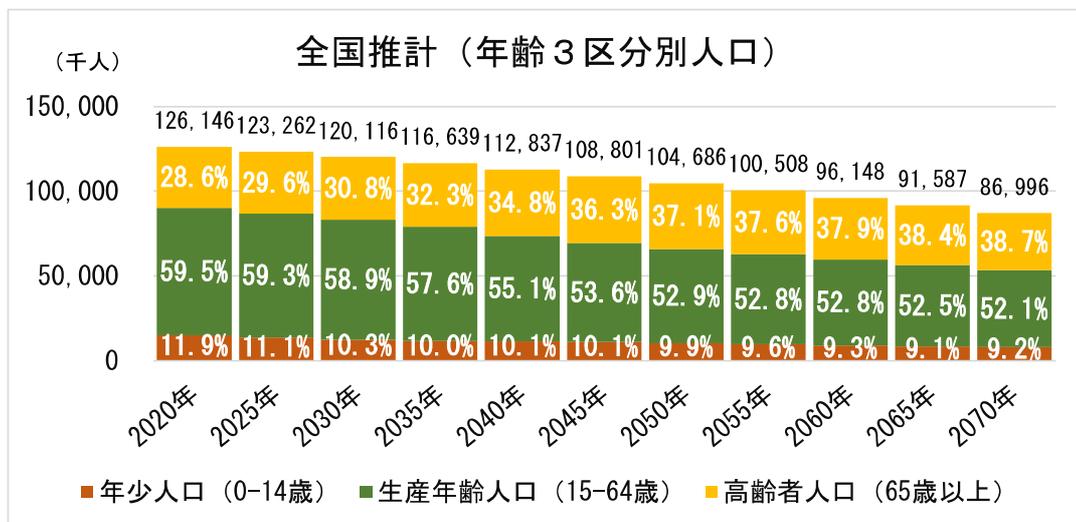
## 第2章 策定の背景

### 1 本市の教育を取り巻く現状

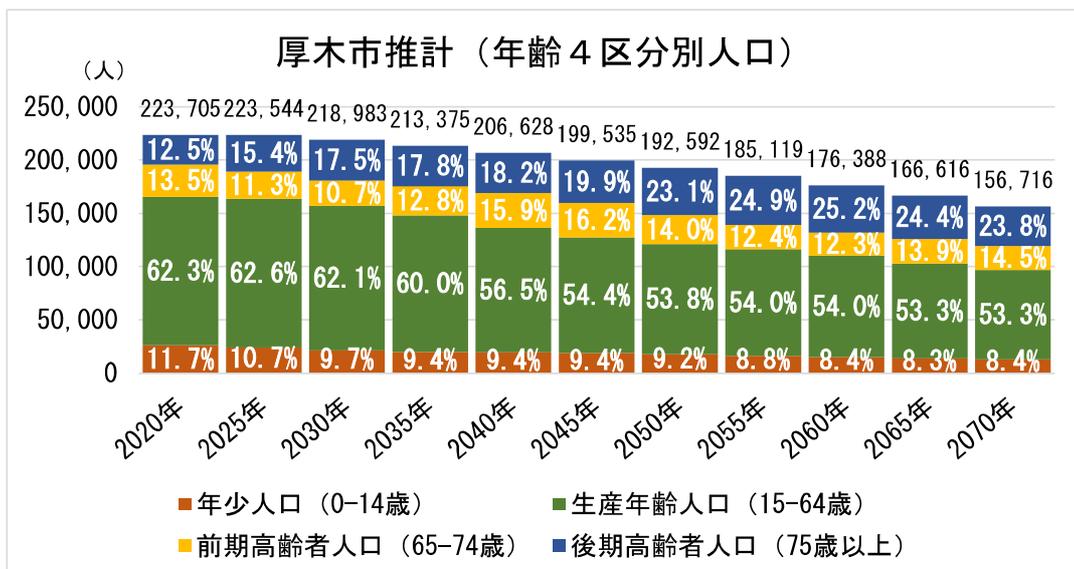
#### (1) 人口の動向

##### ア 将来人口推計

全国の総人口が減少することが見込まれる中、本市の人口も今後減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）の割合についても全国、本市いずれも減少することが見込まれており、今後、本格的な人口減少と少子高齢化の一層の進展が見込まれます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—令和3（2021）～52（2070）年—（令和5（2023）年）」



出典：厚木市「厚木市人口ビジョン（令和7（2025）年）」

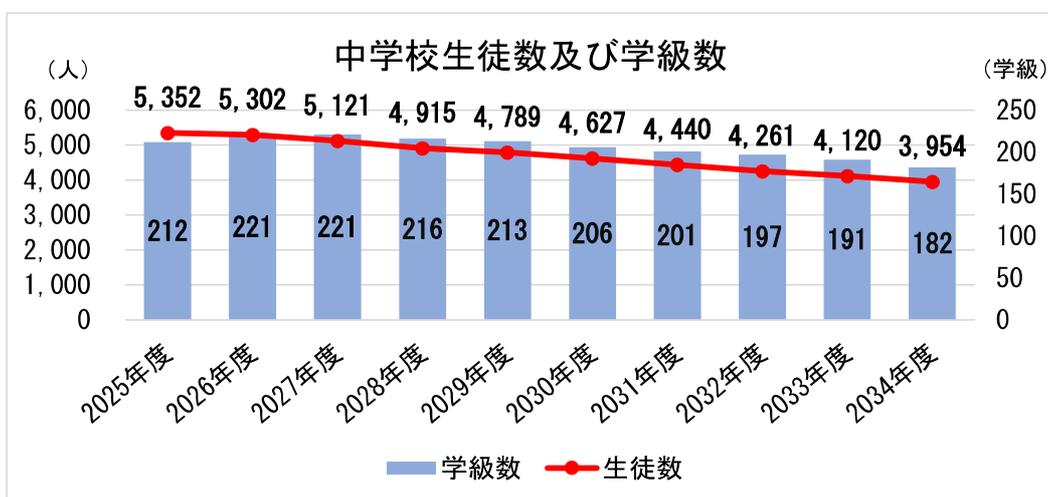
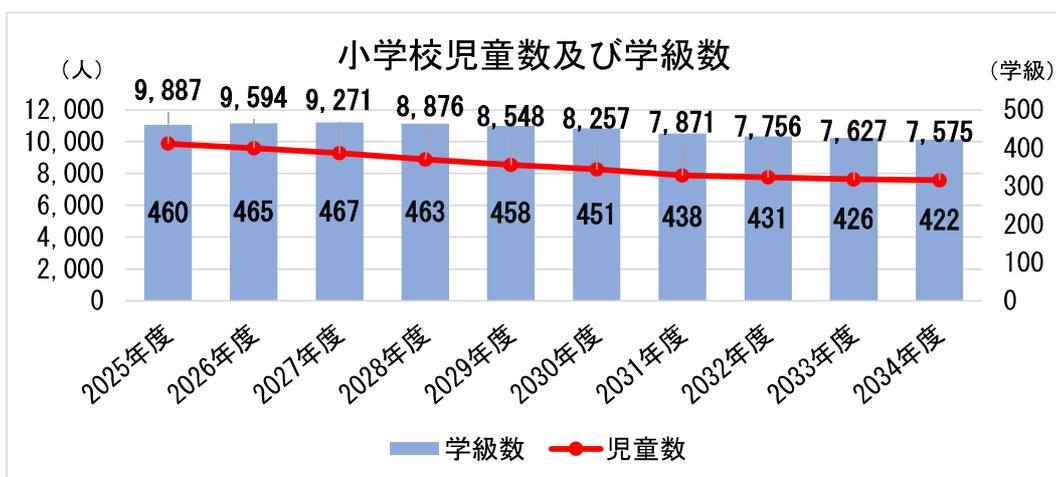
## (2) 学校教育\*環境の変化

### ア 児童・生徒数及び学級数の将来推計

近年、児童・生徒数はいずれも減少傾向にあり、文部科学省による令和6（2024）年度学校基本調査\*では、過去最少となりました。

本市の児童・生徒数も減少傾向となり、今後も引き続き減少することが見込まれます。

一方で、学級数については少人数学級\*の導入などにより、児童・生徒数の推移と必ずしも連動するものではありません。



出典：厚木市教育委員会「児童・生徒数及び学級数将来推計（令和7（2025）年5月1日児童・生徒数に基づく）」

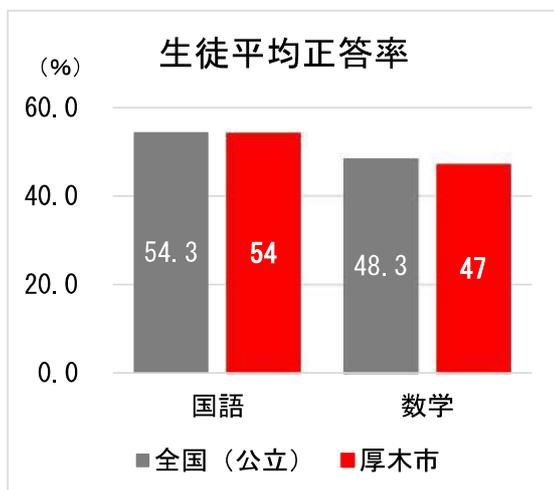
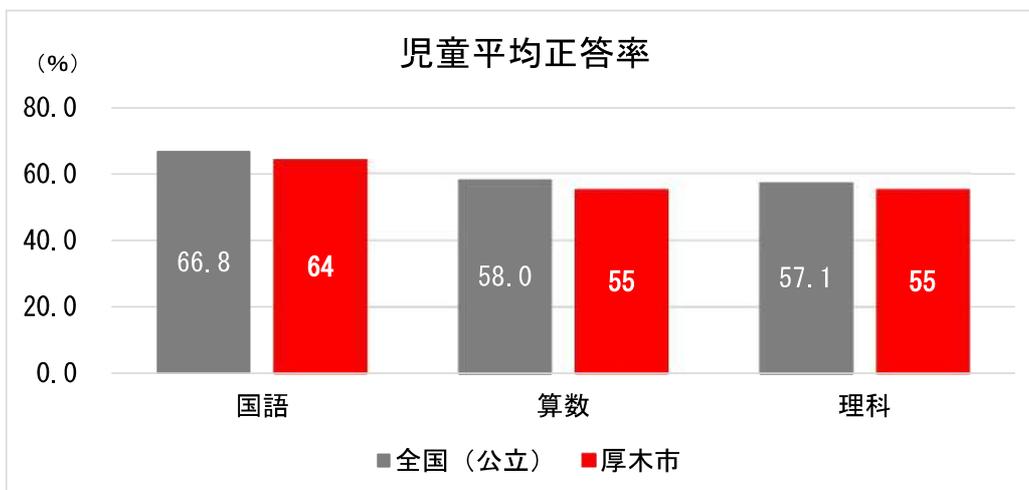
### (3) こどもの学びと体力の変化

#### ア 全国学力・学習状況調査\*

##### (7) 教科（国語、算数・数学、理科）に関する調査結果

本市の児童・生徒の平均正答率及び生徒の平均IRT<sup>\*</sup>スコア（理科のみ）を見ると、全ての教科において、全国（公立）の平均値と大きな差は見られません。

※文部科学省に基づき、全国（公立）の平均正答率は小数第1位まで、市の平均正答率は小数点以下を四捨五入した結果を提示



出典：厚木市教育委員会「令和7年度全国学力・学習状況調査に係る厚木市立小・中学校の調査結果について（令和7（2025）年）」

(イ) 児童・生徒質問調査の結果

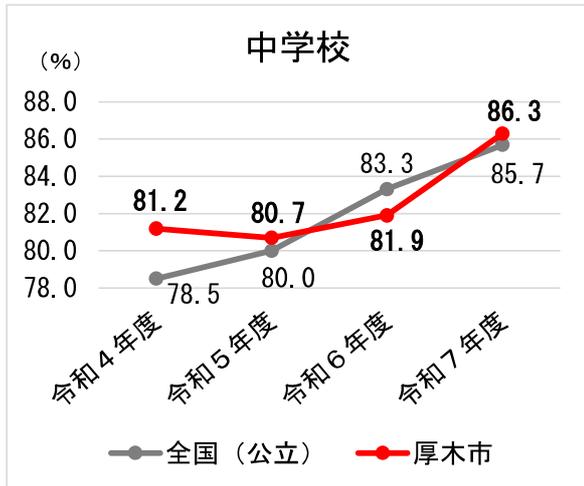
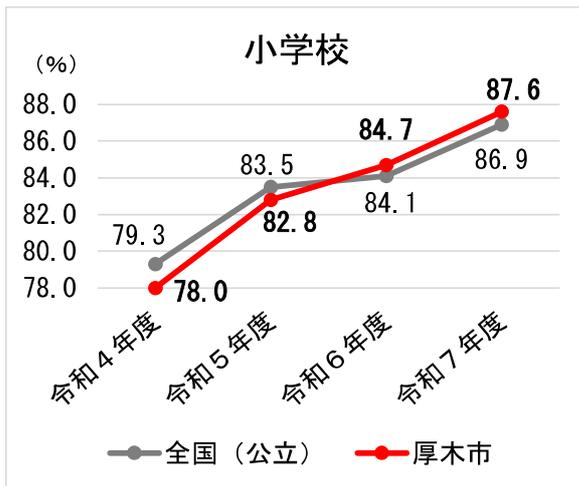
「自分によいところがあると思う」、「普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある」といった項目に前向きな傾向がみられ、心の健康やウェルビーイングに関する意識の広がりが伺えます。

I C T\*を活用した学習状況では、「楽しみながら学習を進めることができる」、「友達と協力しながら学習を進めることができる」といった前向きな回答が多く、学びの可能性が拡大しています。

また、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」との意欲も示されており、子どもたちが社会の一員として主体的に関わろうとする姿勢が現れています。

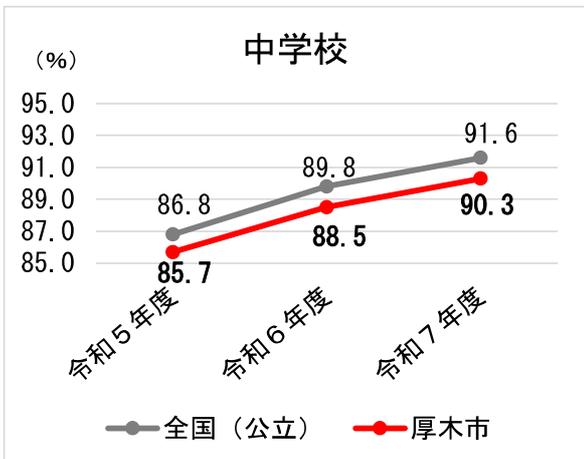
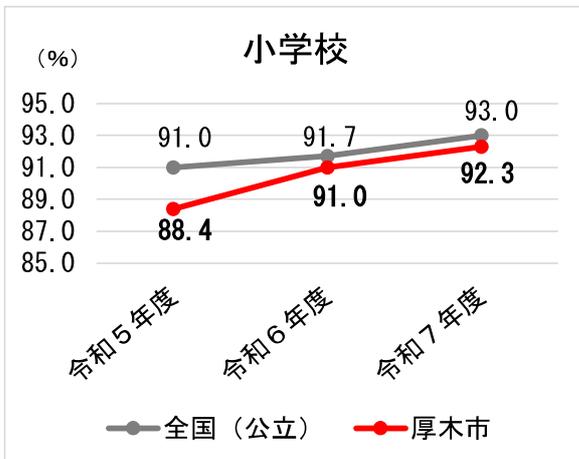
質問5

「自分にはよいところがあると思う」（当てはまる・どちらかといえば、当てはまる）



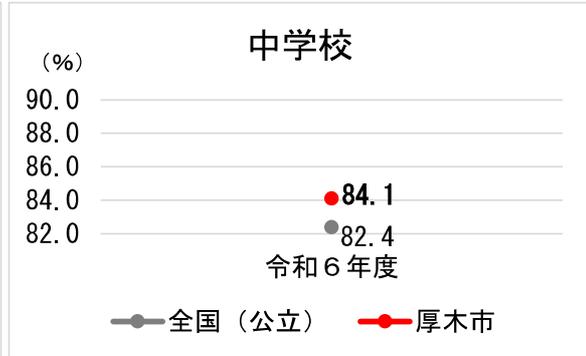
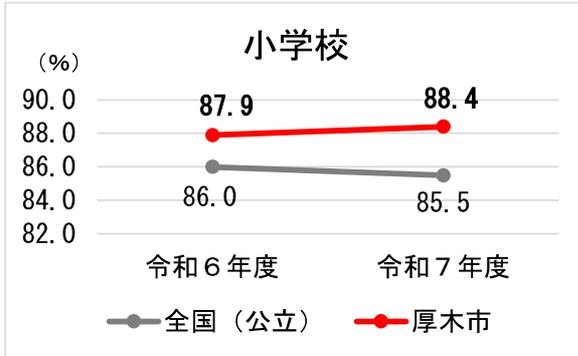
質問15

「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」（よくある・ときどきある）



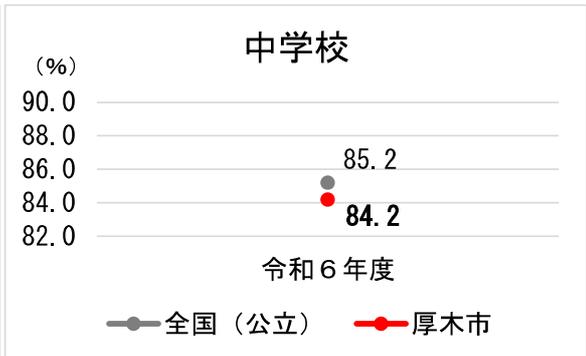
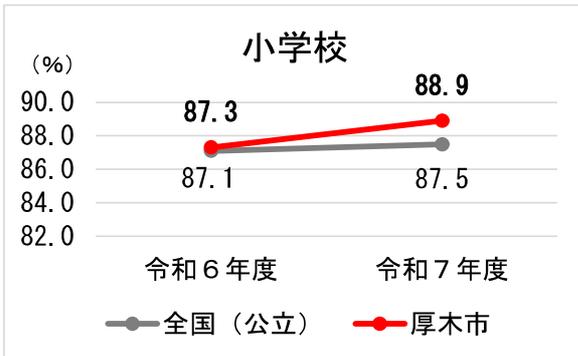
質問 30-3

「ICT機器を活用することで、楽しみながら学習を進めることができる」(とてもそう思う・そう思う) ※令和7年度中学校結果非公開



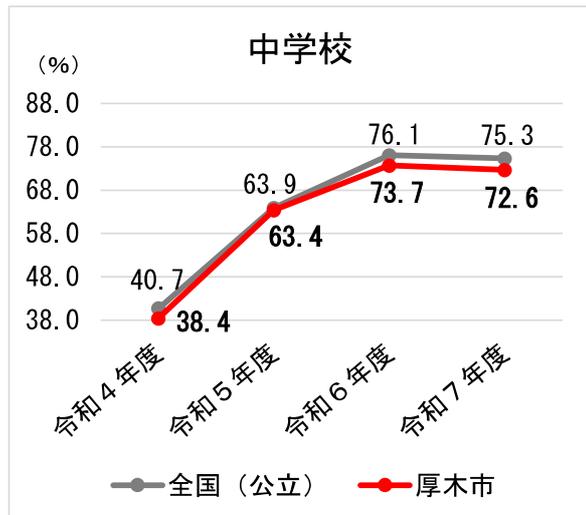
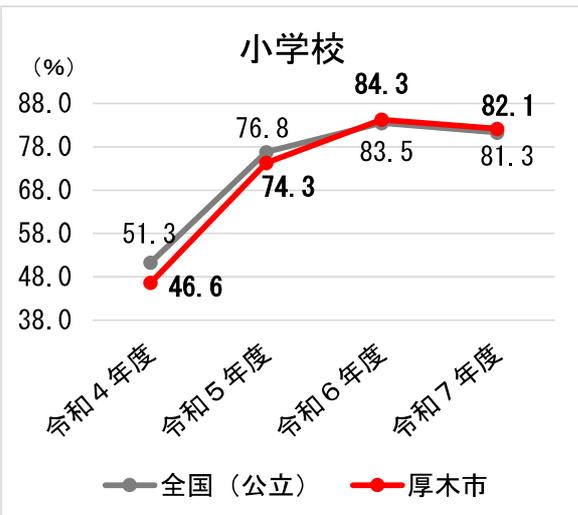
質問 30-7

「ICT機器を活用することで、友達と協力しながら学習を進めることができる」(とてもそう思う・そう思う) ※令和7年度中学校結果非公開



質問 27

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(当てはまる・どちらかといえば、当てはまる)



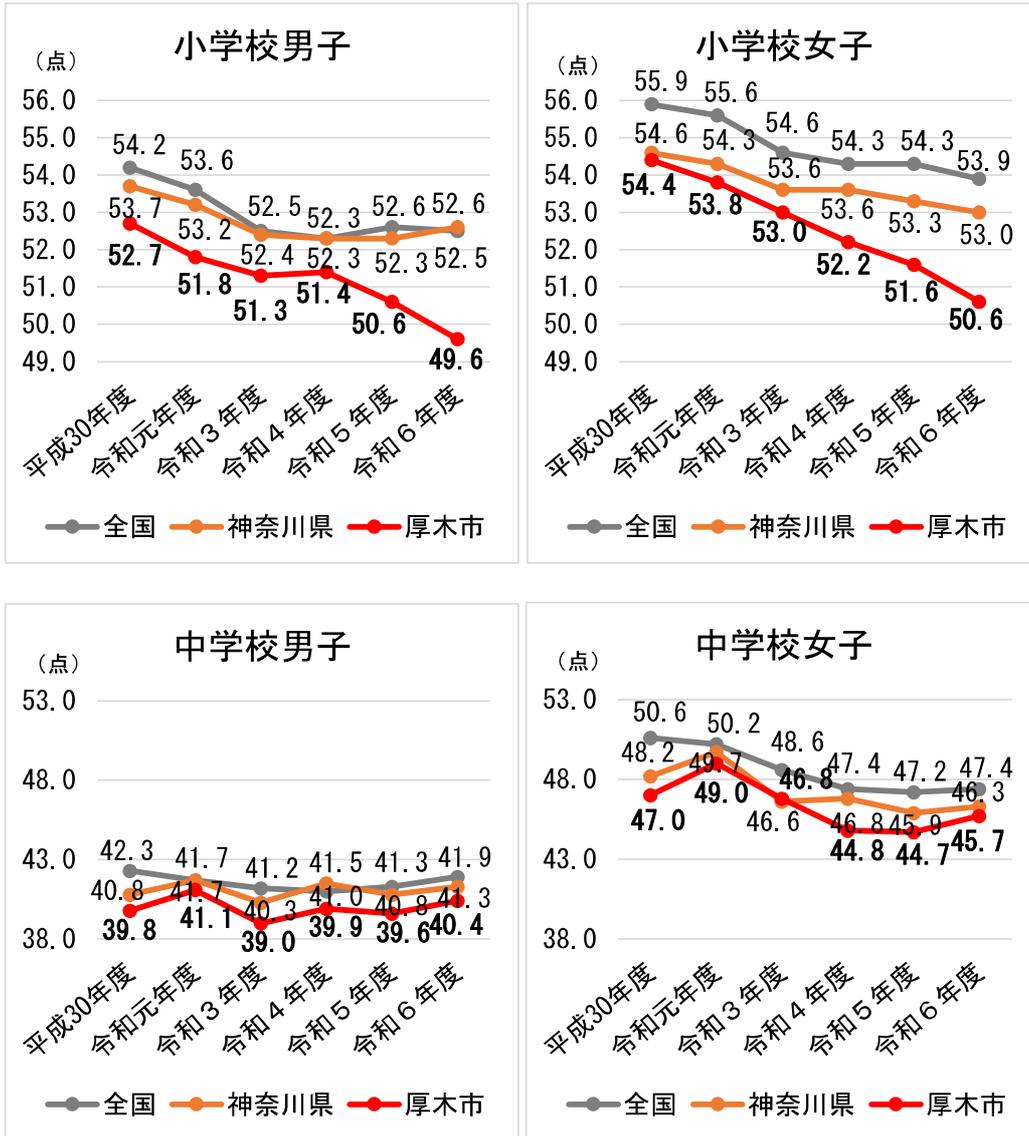
出典：厚木市教育委員会「令和7年度全国学力・学習状況調査に係る厚木市立小・中学校の調査結果について（令和7（2025）年）」

## イ 全国体力・運動能力調査\*

本市の体力合計点\*の結果は、全国及び神奈川県と比較し、小学校男女、中学校男女ともに低い水準です。

【体力合計点 80点満点（10点×8種目＝80点）】

（令和2年度は調査中止のためデータなし）



出典：スポーツ庁「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和6（2024）年）」を基に、厚木市教育委員会作成

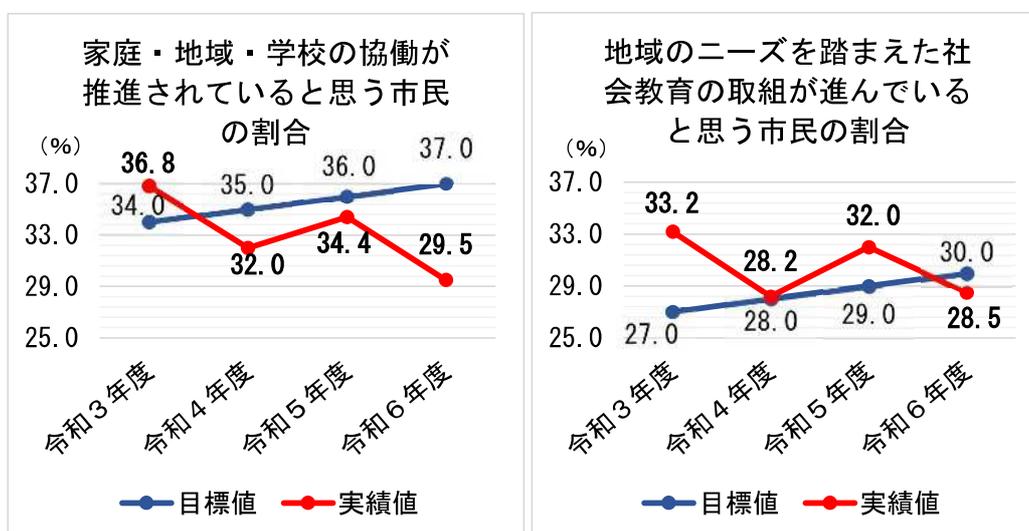
#### (4) 地域交流と生涯学習<sup>※</sup>の変化

##### ア 地域の学びとつながりの変化

共働き家庭の増加や地域における人のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中で、社会教育<sup>※</sup>や地域交流の果たす役割は一層重要となっています。

「家庭・地域・学校の協働が推進されている」、「地域のニーズを踏まえた社会教育の取組が進んでいる」と思う市民の割合は、目標値を上回っている年度があり、一定の成果が見られます。

一方で、目標値自体が低めに設定されていることから、市民の意識の高まりや社会教育の効果を十分に表しているとは言い難い側面もあります。

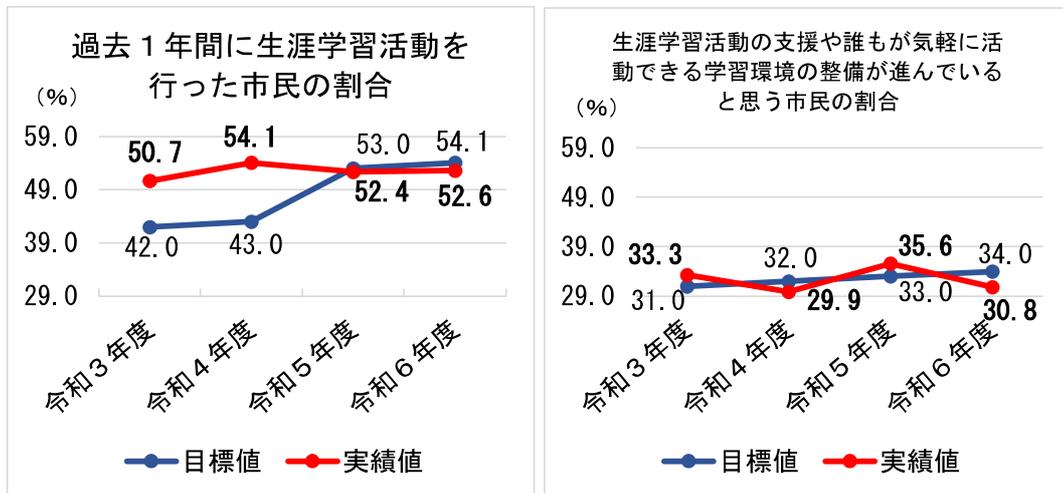


出典：厚木市「厚木市民実感度調査報告書（各年）」

## イ 生涯学習の実施及び取組状況

市民の生涯学習活動への参加率の推移から、半数を超える市民が活動に取り組むなど一定の効果が見られます。一方で、「生涯学習活動の支援や誰もが気軽に活動できる学習環境の整備が進んでいる」と思う市民の割合は年度によって変動があり、十分に定着しているとは言えません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小規模講座の開催が主流となり、小規模ならではの、きめ細かな講座やオンラインによる学習機会が拡大し、多様な学びのスタイルが浸透しました。これらの変化を踏まえ、今後は市民が継続して学びに参加でき、学習環境の充実を実感できるような取組が求められています。



出典：厚木市「厚木市民実感度調査報告書（各年）」

## 2 第3次厚木市教育振興基本計画策定に向けた課題

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの実施事業における指標の達成状況は、「順調」または「おおむね順調」が全体の約8割を占めており、第2次計画は着実に推進されている状況です。

今後は将来を見据え、教育の方向性を定める必要があることから、次のとおり第2次計画の基本方針ごとの課題及び第3次計画に新たな視点として盛り込む「幼保小連携<sup>\*</sup>」、「生涯学習」、「教育DX<sup>\*</sup>」の課題について整理します。

### (1) 自立につながる「生きる力<sup>\*</sup>」の育成（第2次計画基本方針1）

デジタル教材の導入により、児童・生徒の理解促進や教職員の教材準備に係る負担軽減に一定の成果が見られましたが、デジタル教材の活用に当たり、一部の児童・生徒や教職員が端末操作に対して苦手意識を持っていることから、基本的な操作スキルの定着や安心して活用できる環境づくりを推進していく必要があります。

英語教育においては、海外に行かずともオンラインによる交流が可能な環境を整備し、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいますが、オンライン交流の機会が限定的であり、継続的な学びの場として定着していないことが課題となっています。

また、小中一貫教育の推進による9年間を見通した支援体制の整備についても、児童・生徒の発達段階を踏まえた対応が求められており、引き続き検討が必要です。

### (2) こどもたちを育てる支援体制の充実（第2次計画基本方針2）

教職員の業務負担軽減に資する施策が進められている一方で、教職員の長時間勤務は依然として解消されていません。教育的ニーズの多様化に伴い、教職員への新たな業務負担の増加も懸念されることから、引き続き、教職員の多忙化解消に向けた取組が必要です。

あわせて、教職員が指導力向上のための研修・研究に取り組める環境の整備や、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行う各種支援員など、教職員を支える人材の確保にも努める必要があります。

### (3) 安全な教育環境の整備（第2次計画基本方針3）

児童・生徒が安心・安全かつ快適な教育環境の下で学校生活を送ることができるよう、計画的な予防保全工事<sup>\*</sup>を実施するとともに、施設の修繕や保守点検等を適切に実施しましたが、今後も優先順位や将来的な財政負担の平準化なども考慮し、計画的に事業を推進していく必要があります。

また、児童・生徒数の増減を見据えた学校の適正規模・適正配置<sup>\*</sup>については、保護者や地域の方を始めとする関係者の皆様の意見を丁寧に伺いながら、効果的な取組を進めていくことが求められます。

#### (4) 安心して共に学べる教育の推進（第2次計画基本方針4）

児童・生徒及びその保護者が抱える問題は、複雑化・多様化・深刻化しており、児童・生徒一人一人の状況に応じた個別支援を行うとともに、多様性を尊重し合える社会の実現を目指して、誰もが望んだときに必要な支援を受けられる体制の強化が必要です。

また、外国にルーツを持つ児童・生徒や特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、日本語の理解が不十分なことにより、学習や学校生活に支障を来す事例もみられます。個々の事情や社会情勢により状況は異なるため、的確な対応を行うためにも、情報収集の充実や、支援人材の確保及び研修の強化が求められます。

#### (5) 家庭・地域・学校の協働の推進（第2次計画基本方針5）

家庭・地域・学校がつながりを持つことで、児童・生徒が様々な人と関わりながら安心して学校生活を送ることができます。代表的な取組としてコミュニティ・スクール<sup>\*</sup>（学校運営協議会）の活用がありますが、コーディネーターの人材確保が困難であること、学校運営協議会委員・教職員の知識・経験の差の解消及び協議会ごとの問題点の解決や目標達成への有効な支援などが課題として挙げられます。今後は、地域とともにある学校づくりを推進するため、これらの課題に対応していく必要があります。くわえて、保護者が必要とする的確な情報の提供を行うことで、家庭教育<sup>\*</sup>の更なる充実を図ることも重要です。

#### (6) 地域主体で取り組む社会教育の振興（第2次計画基本方針6）

地域における人のつながりの希薄化が課題となる中で、本市の特色でもある15地区に設置された公民館を核として、地域で共に学ぶ機会をより拡充し、より良い地域づくりにつなげていく必要があります。

このため、地域の社会教育、コミュニティ活動の拠点として、公民館等の施設を安心・安全に利用できるよう運営に努めていくことが重要です。

また、地域の方の協力を得ながら社会教育の推進に取り組んできましたが、今後も公民館事業の充実や多様な学習機会の提供が求められます。

#### (7) 地域文化の振興と自主的な学びの支援（第2次計画基本方針7）

生涯学習の拠点の一つとして、郷土博物館の研究活動や事業内容について、より幅広い層への情報発信が課題となっています。

また、読書は生涯にわたる学びの基礎であり、言語能力、思考力、表現力、感性を育むことから、市民の読書活動を推進する必要があります。特に、こどもの不読率が高くなっていることから、年齢や発達の段階に応じた取組が必要となっています。

## (8) スポーツ活動の推進（第2次計画基本方針8）

幅広い世代に向けたスポーツ事業の開催や補助金の支援、施設整備などを通じて、市民のスポーツ参加を一定程度促進することができました。

一方で、市民ニーズ等を的確に捉えた事業が実施できませんでした。今後は、周知方法や事業内容を見直し、更なる市民の健康増進や体力向上等を図る取組を推進することが必要です。

また、「スポーツをする人、みる人、支える人、これらのスポーツに関わる全ての人が、共にスポーツの持つ多様な価値を享受できる地域社会」の実現に向けては、誰もがスポーツを楽しめるまちの実現、こどもの健全育成、高齢者の健康づくり、共生社会の形成、スポーツ人材の育成、そしてトップアスリートとの接点づくりなど、幅広い視点を持ち、事業を推進していく必要があります。

## (9) 幼保小連携

小学校の生活科やスタートカリキュラム<sup>\*</sup>の編成・実施のほか、幼稚園・保育所・小学校間での交流行事など、幼保小の連携を意識した取組が実施されていますが、形式的な連携にとどまっているとの指摘もあり、幼保小の学びの連続性を確保し、より緊密な連携を図るため、幼保小の関係者と共に「架け橋プログラム<sup>\*</sup>」としてカリキュラムの作成を進めているところです。

こどもの発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保証しつつ、小学校教育への円滑な接続を図っていくことが必要です。

## (10) 生涯学習

厚木市生涯学習推進計画に基づき、市民一人一人が、自己の人格を磨き、より充実した心豊かな人生を送ることができるよう、学習の機会を提供していますが、近年は社会人が仕事と生活の中で学びを繰り返すリカレント教育<sup>\*</sup>の必要性が高まっています。また、生涯学習を通じて、市民一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの向上を図る必要性があることから、更に多様な観点から学習の機会を提供していく必要があります。

## (11) 教育DX

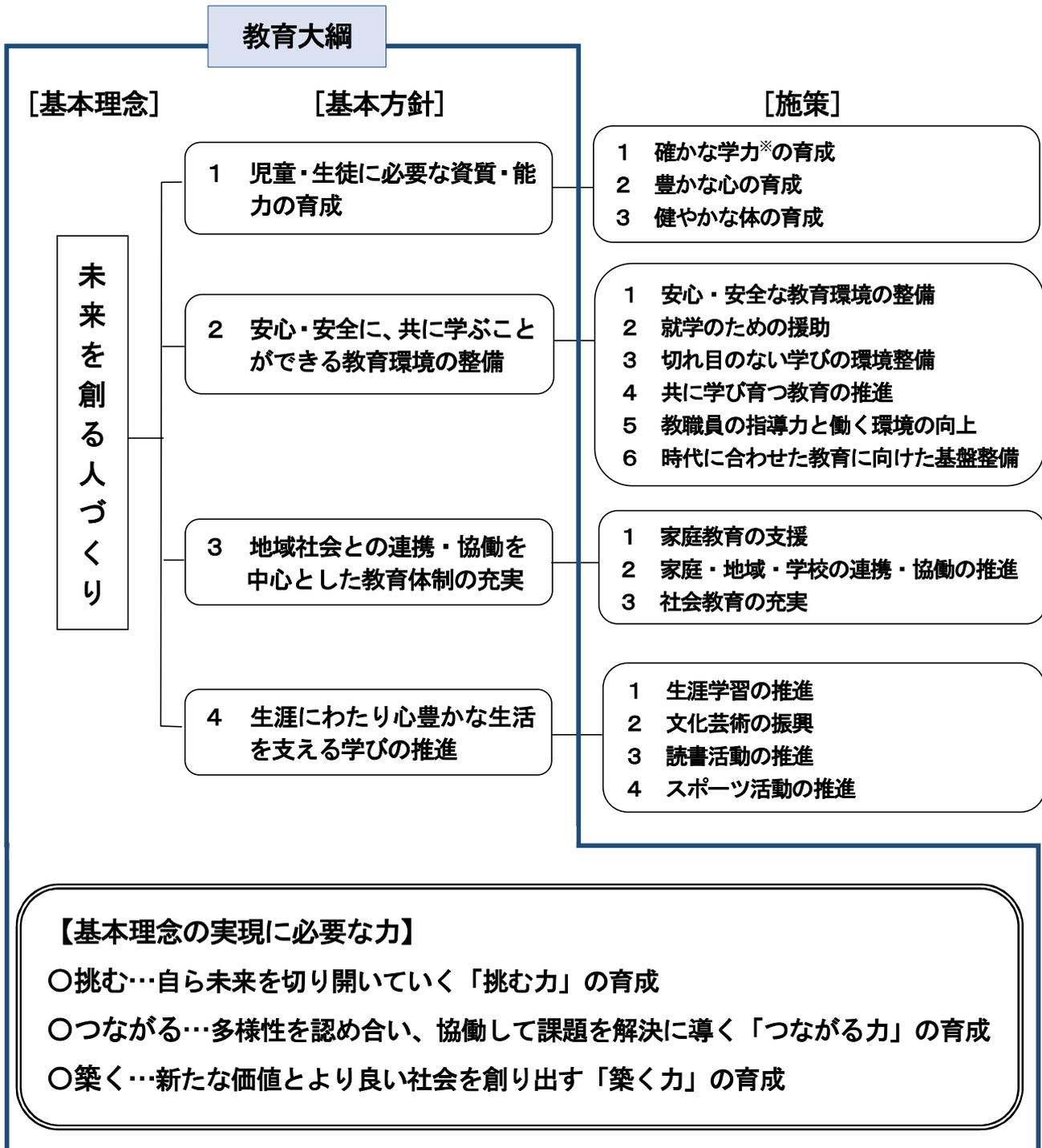
本市では、GIGAスクール構想<sup>\*</sup>により、児童・生徒1人1台の端末を整備し、デジタル環境の基盤が整いました。これらを活用して、子どもたちが主体的・協働的に学ぶ授業づくりを進めていますが、ICTの活用度や効果には学校間や教職員間で差があります。また、デジタル技術をいかした家庭・地域との連携、情報モラル教育<sup>\*</sup>の充実に加え、子どもたちが情報を正しく理解し活用できる力を育むリテラシー教育も課題となっています。今後は、ハード整備にとどまらず、学びの質の向上と教職員の働き方改革を両立する「教育DX」の実現を目指し、授業改善と校務の効率化を一体的に推進していく必要があります。

### 第3章 本市が目指す教育施策の方向性

#### 1 計画構成図

第3次計画を構成する基本理念、基本方針及び施策を次のとおりとします。

なお、第3次計画の基本理念及び基本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律<sup>\*</sup>に基づく教育大綱としての性格を併せ持つものです。



## 2 基本理念

第3次計画では、本市の教育のあるべき姿を中長期的な視点で見据え、基本理念を次のとおりとします。

### 未来を創る人づくり

教育基本法では、平和で民主的な社会の形成者としての資質を備えた国民の育成を教育の目的とし、同法に基づき策定された第4期教育振興基本計画においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指すこととしています。

第2次計画では、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化やグローバル化の急速な進展など、第2次計画では想定していなかった社会の変化が生じています。

私たちは、今、気候変動や将来起こり得る大規模災害、AI<sup>\*</sup>技術の進化、社会情勢の変動に伴う経済の不確実性など、将来の予測が困難な時代を生きています。こうした不透明で複雑な社会をたくましく生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められます。

こうした力を育むため、ライフステージ<sup>\*</sup>に応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備し、人材を育成していく必要があります。

これらのことを踏まえ、「挑む力」、「つながる力」、そして「築く力」を備え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指し、第3次計画の基本理念を「未来を創る人づくり」とします。

### 3 施策の展開

教育のあるべき姿である基本理念を実現するための具体的な取組を示す四つの基本方針とそれぞれの進むべき方向性を示す施策を次のとおりとします。

<b>基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成</b>	
施策 1	確かな学力の育成
施策 2	豊かな心の育成
施策 3	健やかな体の育成
<b>基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備</b>	
施策 1	安心・安全な教育環境の整備
施策 2	就学のための援助
施策 3	切れ目のない学びの環境整備
施策 4	共に学び育つ教育の推進
施策 5	教職員の指導力と働く環境の向上
施策 6	時代に合わせた教育に向けた基盤整備
<b>基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実</b>	
施策 1	家庭教育の支援
施策 2	家庭・地域・学校の連携・協働の推進
施策 3	社会教育の充実
<b>基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進</b>	
施策 1	生涯学習の推進
施策 2	文化芸術の振興
施策 3	読書活動の推進
施策 4	スポーツ活動の推進

## (1) 基本方針1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの側面から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

学びの基盤である知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を発見し、解決する思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学ぶ意欲の向上を図ります。

また、思いやりや豊かな感性を育み、自他を大切にする気持ちを育成します。多様な体験活動や人との関わりを通じて、社会性や道徳性を培い、共に生きる力を伸ばしていきます。

さらに、日常生活における体力向上や基本的な生活習慣の定着を通じて、心身の健康を保ち、自らの健康保持や自己管理能力の育成を目指し、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を築きます。

### 施策1 確かな学力の育成

#### 【施策の方向】

- ・グローバル化やデジタル技術の進展など、児童・生徒が様々な変化に向き合う中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力を育成する。
- ・単なる知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用する柔軟な思考力・判断力・表現力の育成を図る。
- ・全ての児童・生徒が必要な学力を身に付けることができるよう、児童・生徒の学習進度に応じた学習環境の提供や学習意欲の課題に対応する。

### 施策2 豊かな心の育成

#### 【施策の方向】

- ・他者を思いやる気持ちや命の大切さを理解し、道徳性や社会性を身に付けた、心豊かな人間へと成長していくことを目指す。
- ・多様な体験活動や人との関わりを通じて、困難な状況に直面しても自分の心を立て直す力を育む。
- ・問題行動等の背景を丁寧にアセスメント（評価）した上で、一人一人の状況に応じた適切な指導・支援を行う。
- ・悩みを抱える児童・生徒やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目のない支援を行う。

### **施策3 健やかな体の育成**

#### **【施策の方向】**

- ・児童・生徒が心身共に健康で、たくましく生きる力を育むことにより、豊かな人生を送るための基盤を築く。
- ・食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進するとともに、健康的な生活リズムを確立するため、睡眠への意識と生活習慣の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な食環境を社会全体で支える。

## (2) 基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが多様性を尊重し、互いに高め合い、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。

安全で快適な学校施設・学習環境の整備を推進するとともに、経済的な事情にかかわらず、全ての児童・生徒が等しく学ぶ機会を確保するため、就学支援の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続や、小学校と中学校の9年間を見通した切れ目のない学びの環境を整備し、こどもたちの発達段階に応じた支援を強化します。そして、障がいの有無や国籍、文化的背景などの違いにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び、高め合える教育の充実を推進します。

さらに、教職員が専門性を発揮し、児童・生徒と向き合えるよう、働きやすい職場環境の整備に力を入れるとともに、教職員の指導力向上の支援を進めます。あわせて、ICTの効果的な活用や通学区域の再編成など、時代の変化に対応した教育環境の基盤づくりを推進します。

こうした取組に当たっては、こども自身の思いや意見を尊重し、学校づくりや学びの在り方に適切に反映していきます。

### 施策 1 安心・安全な教育環境の整備

#### 【施策の方向】

- ・教育環境向上を一体的に進め、児童・生徒が健やかに成長できる環境整備に取り組む。
- ・児童・生徒が身体的・精神的に安心でき、学習に集中できる環境整備に取り組む。
- ・災害や感染症のまん延等の非常時に備えた学校の安全確保に取り組む。

### 施策 2 就学のための援助

#### 【施策の方向】

- ・経済的な理由や特別な支援の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するため、必要な援助を実施する。
- ・市民の方からの寄附をもとに設置された基金を活用し、経済的な理由により修学や部活動への参加が困難な児童・生徒に必要な援助を実施する。

### **施策3 切れ目のない学びの環境整備**

#### **【施策の方向】**

- ・幼児期から義務教育段階にかけて、こどもの成長を一貫して支えるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図り、安心して学べる環境を整備する。
- ・小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を推進し、カリキュラムの連続性と指導方法の一貫性を確保して、学びの連続性を高める。
- ・こどもの発達や実態に関する情報を関係機関で共有し、教職員との連携・協力体制を充実させることで、きめ細かな支援体制を構築する。

### **施策4 共に学び育つ教育の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・国籍、文化、性別、障がいの有無など、多様な背景を持つ人々が共に生きる社会において、違いを理解し、尊重し合える力を育む。
- ・全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、育つことを目指し、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制を整えるためのインクルーシブ教育<sup>\*</sup>を推進する。

### **施策5 教職員の指導力と働く環境の向上**

#### **【施策の方向】**

- ・教職員は教育の中心的存在であり、その指導力が児童・生徒の学力や人格形成に大きな影響を与えることから指導力の格差解消を図る。
- ・教育現場に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・教職員の働く環境を改善し、本来の教育活動に専念できる環境を整備することで、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現する。

### **施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備**

#### **【施策の方向】**

- ・児童・生徒一人一人が安心して学び、成長できるよう、これからの教育に必要な土台づくりを進める。
- ・地域の実情や保護者・住民の方の声を踏まえ、持続可能な学校づくりを推進する。

### (3) 基本方針3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体で子どもたちの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

子どもたちの健やかな成長と学びを支えるためには、家庭・地域・学校が一体となって支え合う地域ぐるみの教育体制が欠かせません。

教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が安心して教育に関わることができるよう、保護者自身の学ぶ機会や子育てに関する不安や悩みに対する解決策など家庭でいかせる情報を提供します。

また、地域住民や団体、学校との連携体制を構築・充実させ、地域が教育活動に主体的に参画できる環境を整備します。そして、地域のつながりを強化するとともに、子どもたちの社会性や多様な価値観への理解を深めます。

さらに、誰もが身近な場所で学び続けられるよう、公民館などの社会教育施設を活用し、多様な学習機会を提供します。

地域社会との連携・協働を通じて、全ての世代が共に学び育つ地域社会の形成を図ります。

#### 施策1 家庭教育の支援

##### 【施策の方向】

- ・保護者に対して学習機会を提供する。
- ・家庭・地域・学校との連携により家庭教育の支援を図る。

#### 施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

##### 【施策の方向】

- ・子どもたちの健やかな育成や多様な学びを支えるため、地域全体で教育に関わる体制を築く。
- ・子どもたちの健やかな育成を目指し、家庭と学校の連携を支援する。

#### 施策3 社会教育の充実

##### 【施策の方向】

- ・地域社会における学びの場を提供する。
- ・地域の特性や多様な学びのニーズに柔軟に対応する。
- ・個人の学びと成長を支えるだけでなく、地域全体の活力向上につなげる。
- ・全ての人が互いを尊重し合える社会の実現に向けて、人権教育を推進する。

#### (4) 基本方針4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生 100 年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

人生 100 年時代を迎え、市民一人一人が生涯を通じて学び続け、心豊かに充実した生活を送ることができる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。本市では、誰もが年齢や立場を問わず、学びを継続することができる環境を整えることで、個人の自己実現と地域社会の活性化を図ります。

また、文化芸術の振興により創造性や感性を育むとともに、読書活動の推進を通じて知的探求心を高めます。

さらに、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」と多様化する中で、スポーツ活動の推進やトップアスリートの応援などを通して、交流人口の拡大とまちのにぎわい創出を図り、「スポーツの聖地」づくりを推進するための取組を進めます。

##### 施策1 生涯学習の推進

###### 【施策の方向】

- ・多様な生き方や価値観が広がる現代において、スキルアップを可能にする環境を整備し、自己実現につなげる。
- ・生涯学習を通じて個人として成長を続けるとともに、地域の一員として共に支え合いながら、誰もが幸せや生きがいを感じて暮らせる社会づくりに貢献する人材を育成する。

##### 施策2 文化芸術の振興

###### 【施策の方向】

- ・文化芸術に親しむことで、感性・表現力・創造力を育む。
- ・文化財の保護と活用を図るとともに、伝統文化や地域文化に触れ、学ぶ機会を通じて、郷土への愛着を深め、地域文化の担い手としての意識の醸成を図る。
- ・全ての世代が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを推進する。

### **施策3 読書活動の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない、こどもの読書活動を推進し、本と親しみ、本を楽しむこどもを育てる。
- ・「未来・図書館」の整備を着実に推進するとともに、供用開始後は、読書に親しむきっかけづくりとなる行事等を開催するほか、「未来・図書館」の体験から“たんきゅう（探究・探求）”へつなげるなど、読書活動を推進する。

### **施策4 スポーツ活動の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・スポーツをする人、みる人、支える人、スポーツに関わる全ての人たちが、共にスポーツの持つ多様な価値を享受し、健やかな心身が育つ環境を整備する。
- ・気軽にスポーツに取り組める施設やスポーツ観戦を楽しむことができる施設の整備を進めるとともに、世代や立場を超えた交流を促す場づくりを通じて、誰もが継続的にスポーツに関わることができる環境を整備する。
- ・地域、学校、関係団体と連携し、スポーツの楽しさや意義を伝える機会を充実させる。

#### 4 基本理念の実現に向けた成果指標

第3次計画の基本理念「未来を創る人づくり」の実現に向け、次のとおり各基本方針に成果指標を設定します。

基本方針	成果指標	現状値(%)		目標値(%)	
		令和7(2025)年度		令和17(2035)年度	
1	授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に して、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる	小学校：91.9 中学校：92.1		小学校：100 中学校：100	
2	全ての子どもたちにとって 学びやすい環境が整っていると 思う市民の割合	45.5		72.0 <sup>※1</sup>	
3	地域で行われる多様な学習 機会の充実により、住民が 地域課題を主体的に解決でき ていると思う市民の割合	27.1		52.0	
4	過去1年間に生涯学習活動 に取り組んだ市民の割合	52.6 <sup>※2</sup>		60.0	

※1 基本方針2の目標値は変更する場合があります。

※2 令和7(2025)年度は未実施のため、令和6(2024)年度実績を記載しています。

## 5 基本方針と持続可能な開発目標（SDGs※）との関連

### (1) SDGsの目標

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標です。令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す 17 の目標が掲げられています。

### (2) 基本方針との関連

全ての基本方針に「目標 4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の考え方を取り入れています。

また、各基本方針に特に関連する目標があります。



#### 基本方針 1



#### 基本方針 2



#### 基本方針 3



#### 基本方針 4



## 第4章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

第3次計画を着実に推進するため、PDCAサイクル※に基づき進行管理を行います。厚木市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、取組状況の点検・評価を実施し、附属機関である厚木市教育振興基本計画審議会による意見を聴取した上で、その結果を速やかにホームページで公表するとともに、市議会へ報告し、これを進行管理に活用します。

計画の見直しについては、基本方針の期間にあわせて5年ごとに行うほか、社会情勢や教育を取り巻く環境の大きな変化等が生じた場合には、必要に応じて5年以内であっても見直しを行います。

### 2 推進体制

#### (1) 厚木市教育振興基本計画審議会

点検及び評価の客観性を確保するため、公募による市民及び教育に関し学識経験を有する方で構成し、点検及び評価に係る意見や助言をいただきます。

#### (2) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

庁内関係部局で構成される厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会を設置し、横断的な連携のもと取組の推進を図ります。

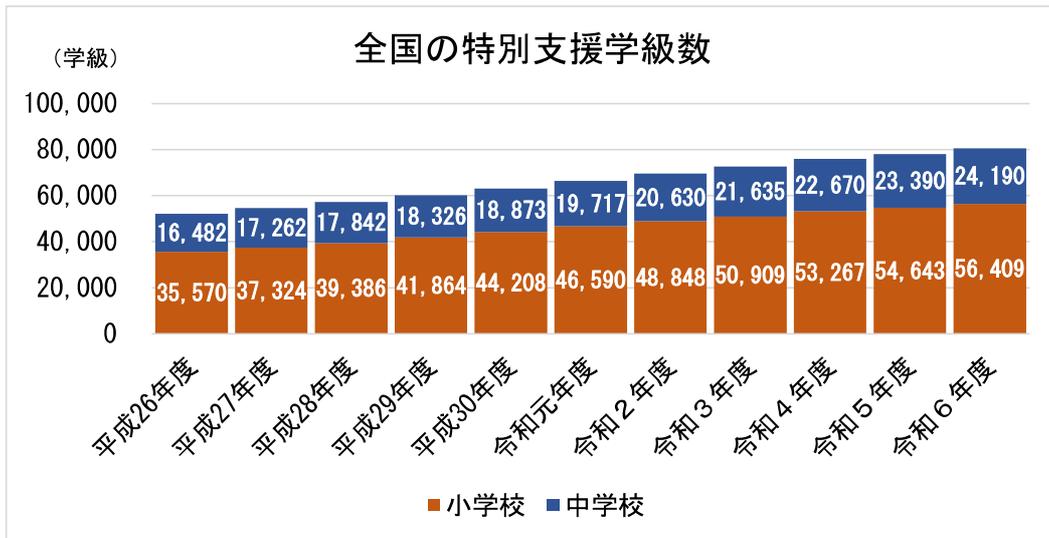
## 資料編

### 1 本市の教育を取り巻く現状

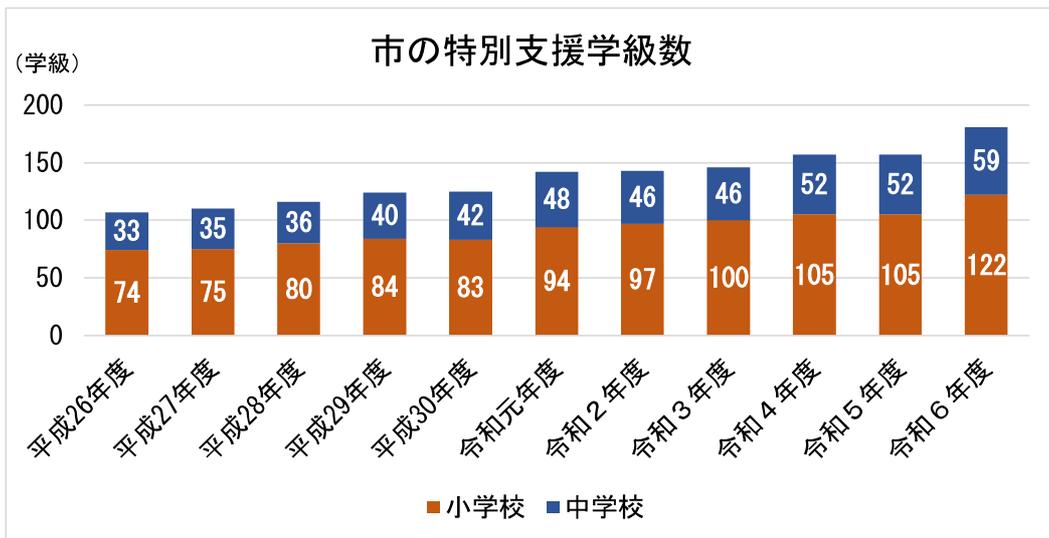
#### (1) 学校教育環境の変化

##### ア 特別支援学級数の推移

全国では、特別支援学級数が増加しています。本市においても、特別支援学級数は増加傾向にあります。



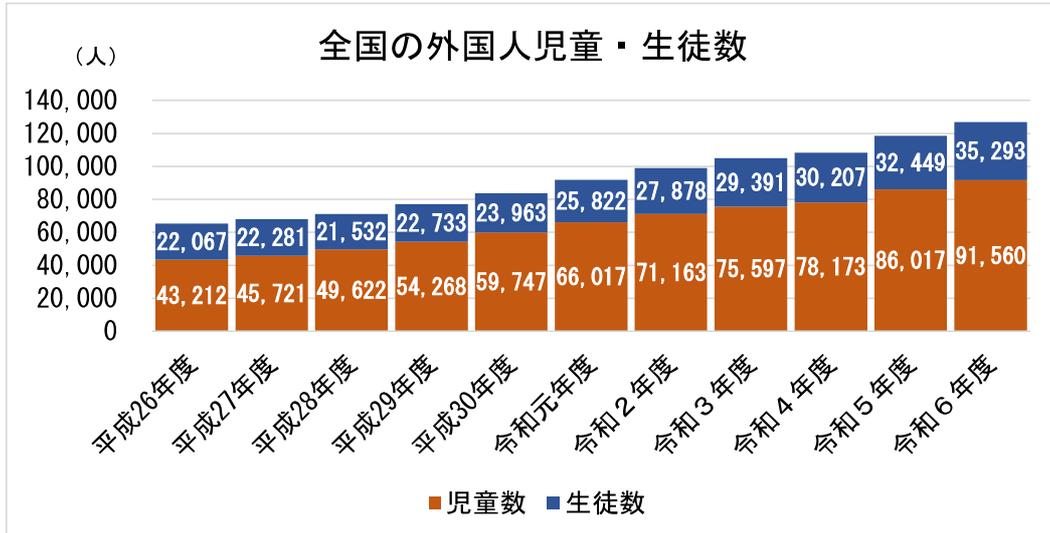
出典：文部科学省「学校基本調査（各年）」



出典：厚木市「統計あつぎ（各年）」

## イ 外国人児童・生徒数の推移

全国では、外国人の児童・生徒数が増加しています。本市においても、外国人の児童・生徒数は増加傾向にあります。



出典：文部科学省「学校基本調査（各年）」

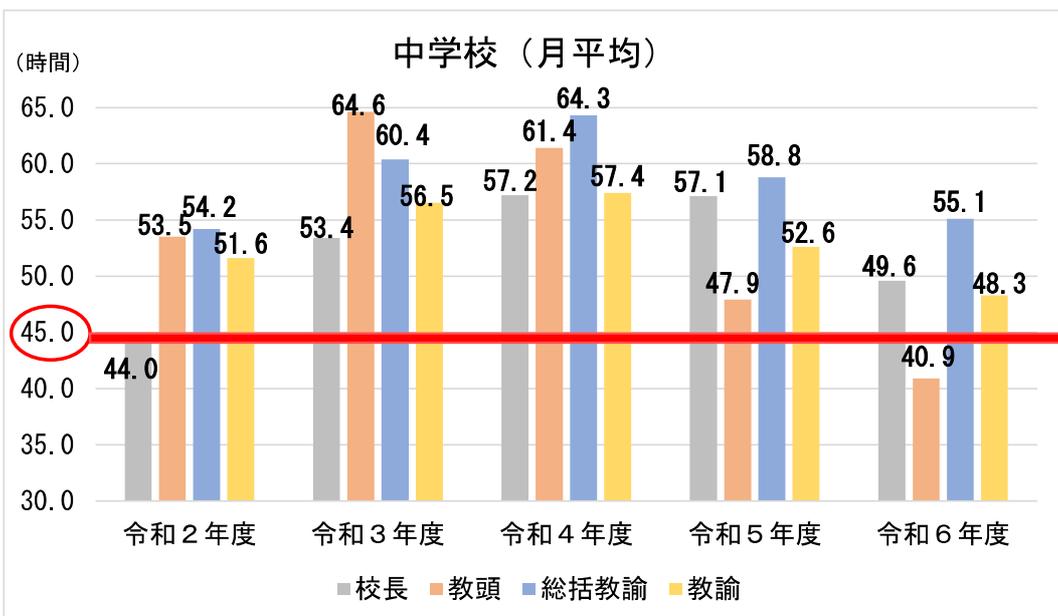
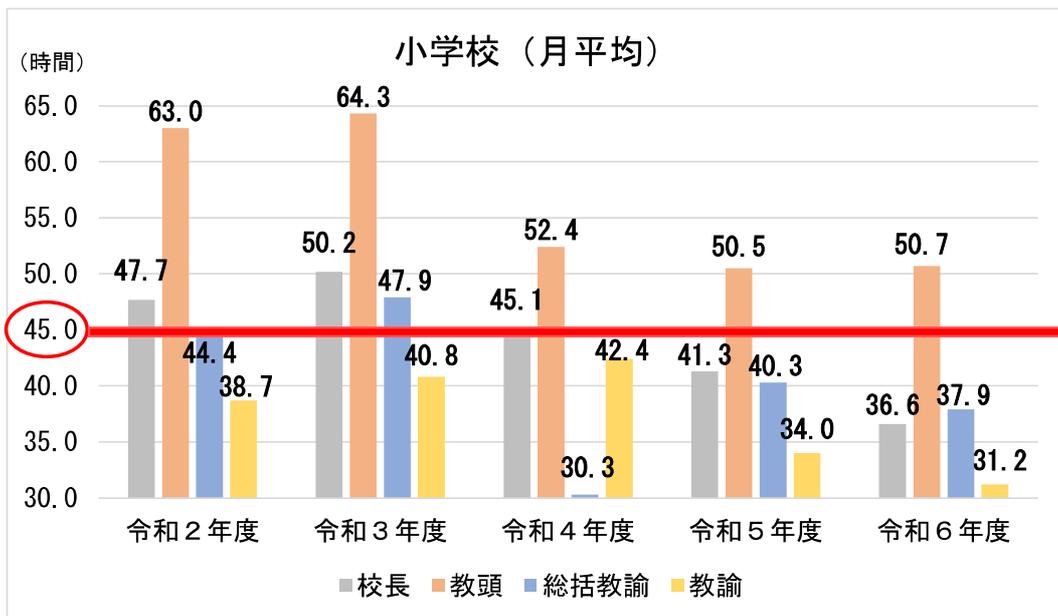


出典：厚木市「統計あつぎ（各年）」

### ウ 教職員の時間外勤務の推移

本市の市立小・中学校における教職員の月平均の時間外勤務は、依然として長時間の状況が続いています。

小学校では、「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」で定める時間外勤務の目標（月 45 時間以内）を下回る年度が多く、減少傾向が見られます。一方、中学校では依然として 45 時間を超える状況が続いていますが、近年は緩やかに減少傾向が見られます。

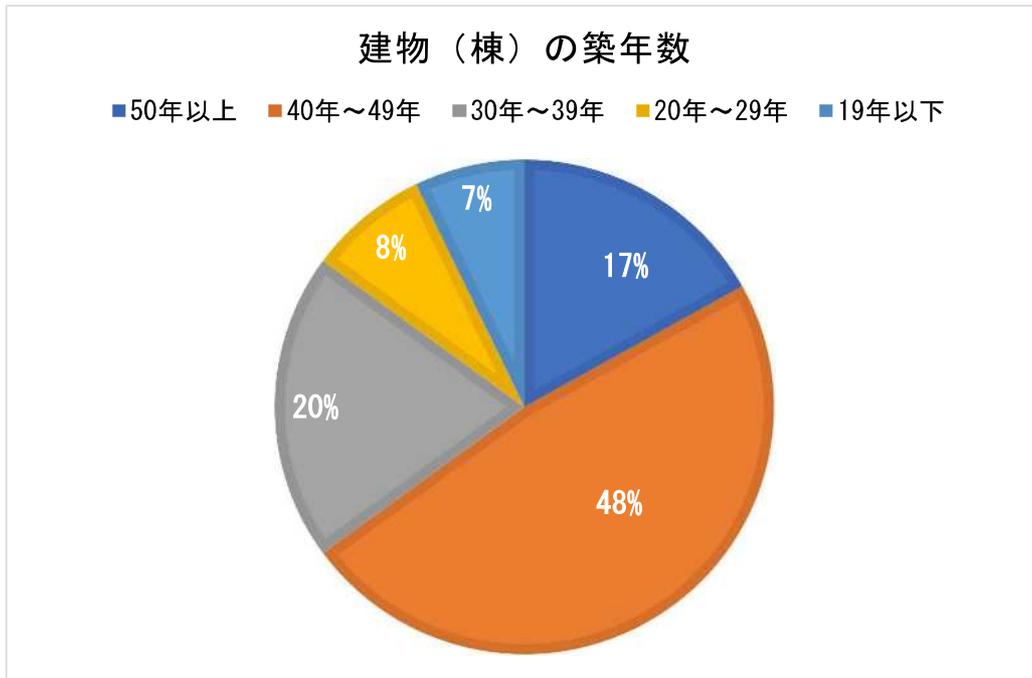


出典：厚木市教育委員会作成

## エ 学校施設の現状

現在、市内には市立小学校 23 校、市立中学校 13 校の合計 36 校（154 棟）が整備されています。

令和 7（2025）年時点で、154 棟のうち 65%が築 40 年以上経過しており、計画的な維持・管理、長寿命化<sup>\*</sup>改修、再整備が必要な状況です。



出典：厚木市教育委員会作成（令和 7（2025）年度現在）

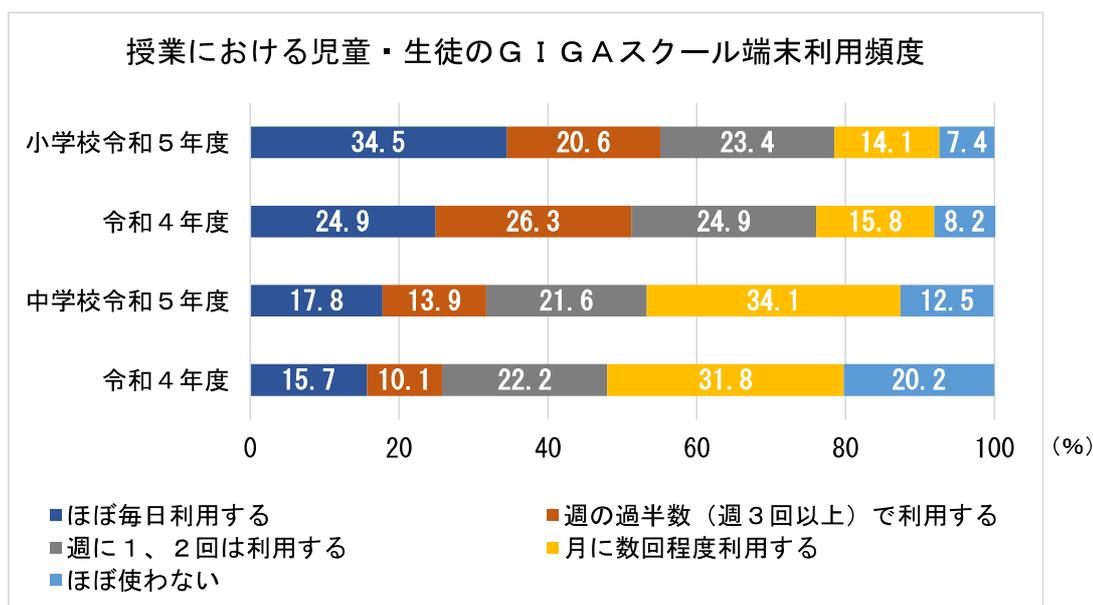
## オ ICT環境の整備・活用状況

市立小・中学校におけるICT環境の整備状況の結果は、全国及び神奈川県との平均値と比較し、同程度の割合です。

また、授業における児童・生徒用タブレット端末（GIGAスクール端末）の活用が進んでいます。

指標	厚木市	神奈川県	全国
教育用PC1台当たりの児童・生徒数	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN整備率	98.9%	97.6%	97.8%
インターネット接続率*（100Mbps以上）	100.0%	99.9%	98.0%
普通教室の大型提示装置*整備率	87.3%	87.2%	88.6%
教員の校務用PC整備率*	117.7%	122.8%	126.7%
統合型校務支援システム*整備率*	100.0%	93.4%	86.8%

出典：厚木市教育委員会「厚木市学校教育情報化推進計画（令和6（2024）年）」



出典：厚木市教育委員会「令和5年度GIGAスクール端末利用に関するアンケート結果（令和6（2024）年）」

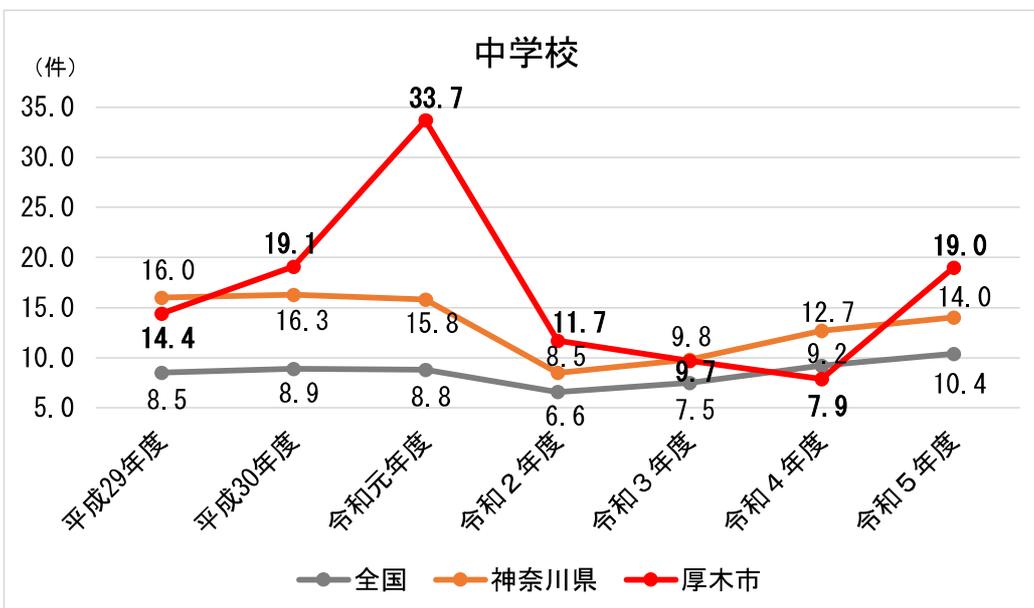
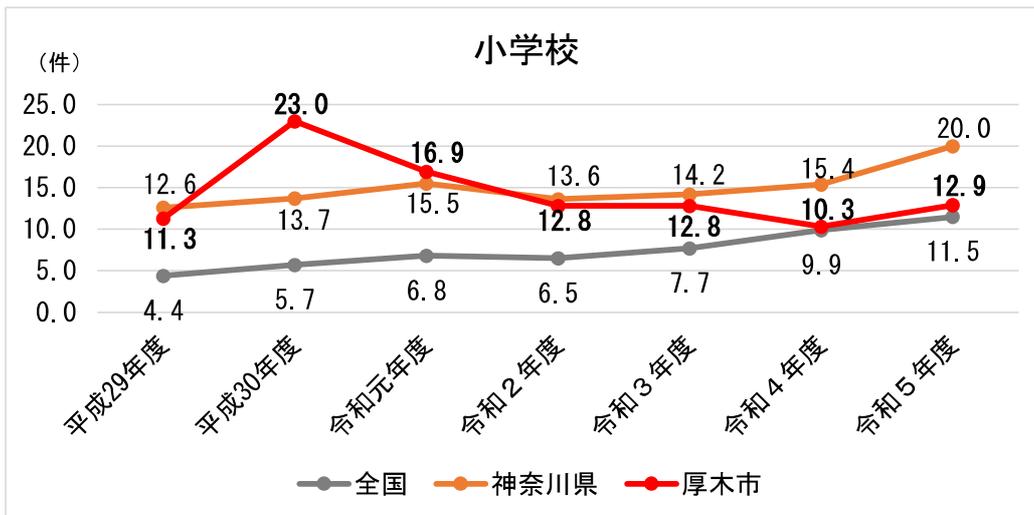
(2) こどもの生活と行動の変化

ア 児童・生徒の問題行動等の諸問題に関する調査結果

(7) 暴力行為の発生状況

(児童・生徒 1,000 人当たりの発生件数)

市立小・中学校における暴力行為の発生状況について、児童・生徒ともに、近年、減少傾向にありましたが、令和5年度は増加に転じています。

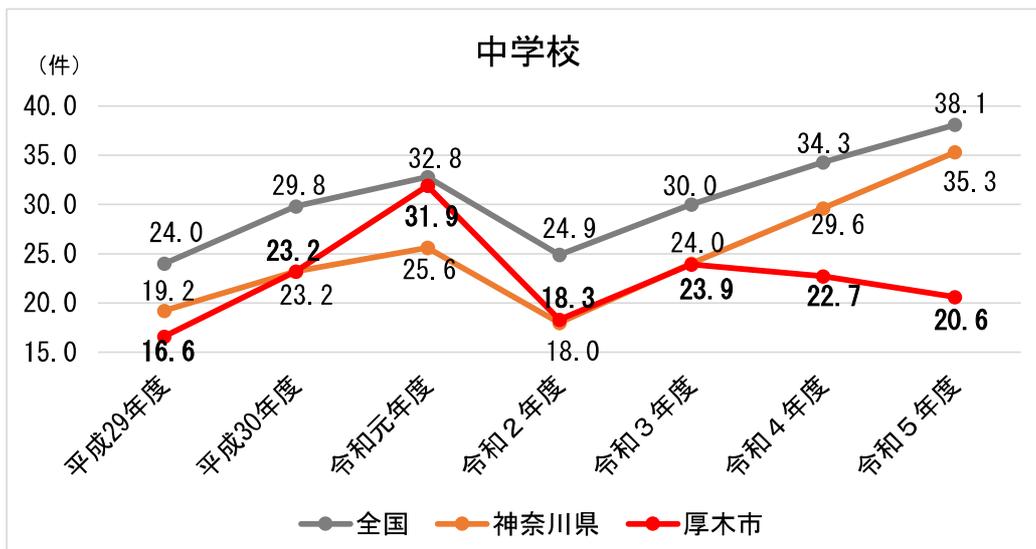
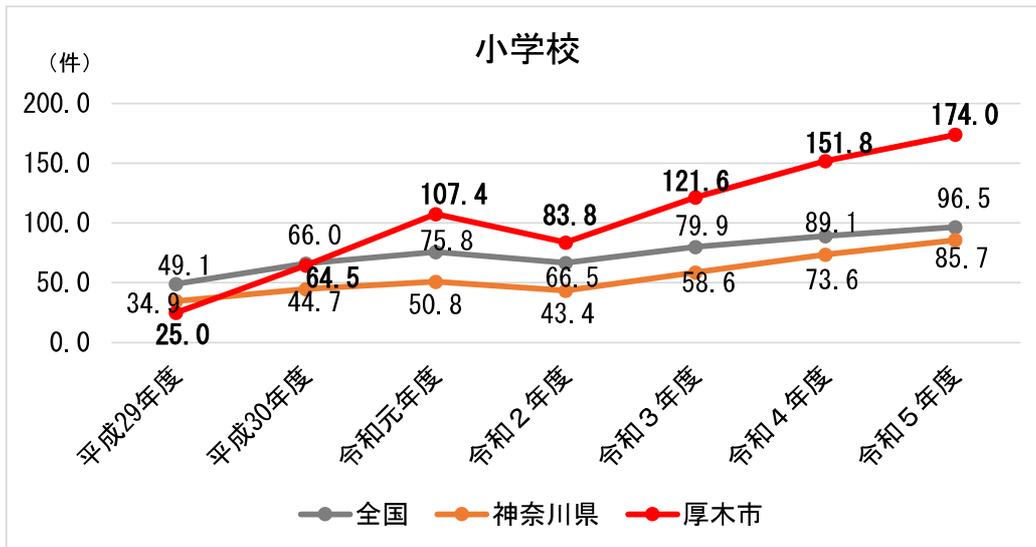


(イ) いじめの認知状況

(児童・生徒 1,000 人当たりの認知件数)

市立小・中学校におけるいじめの認知状況について、小学校では全国や神奈川県と比較し、高い水準で推移していますが、いじめの早期発見・早期対応に努めていることなど、小さな兆しの段階から適切に対応していく姿勢が認知件数の増加につながっています。

一方、中学校では全国や神奈川県と比較し、近年、低い水準で推移しています。



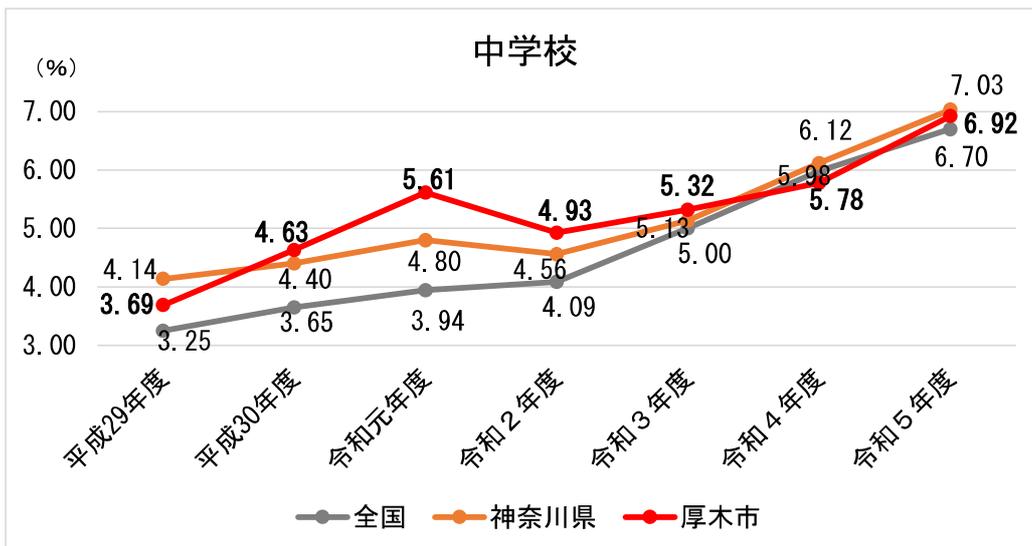
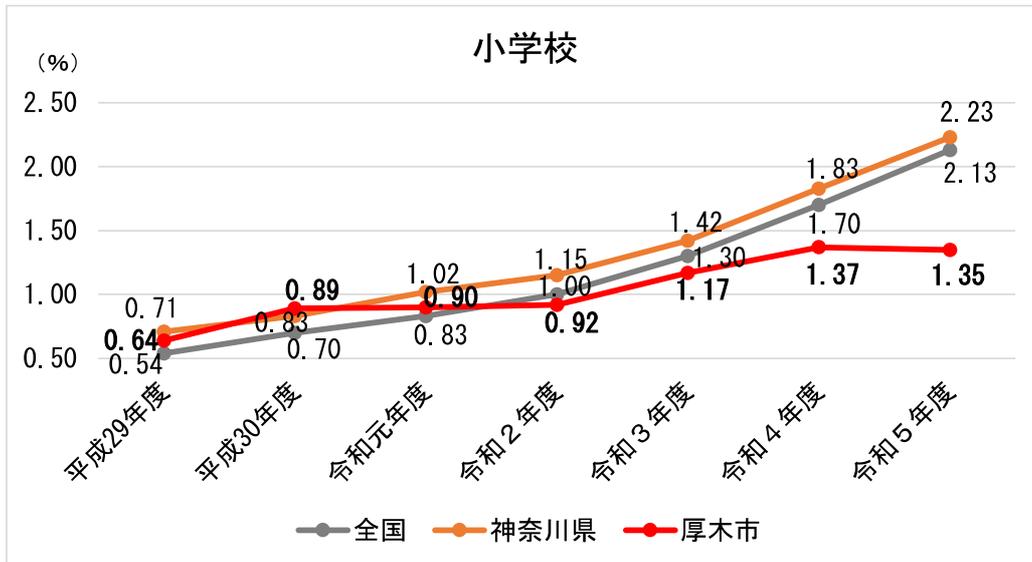
(ウ) 不登校児童・生徒数の割合

(児童・生徒総数に占める不登校児童・生徒数の割合)

市立小・中学校における不登校児童・生徒数の割合について、小学校と比較し、中学校で高い割合です。

中学校では、全国、神奈川県及び本市のいずれも高い水準で推移しています。

※調査基準：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち不登校を理由とする者



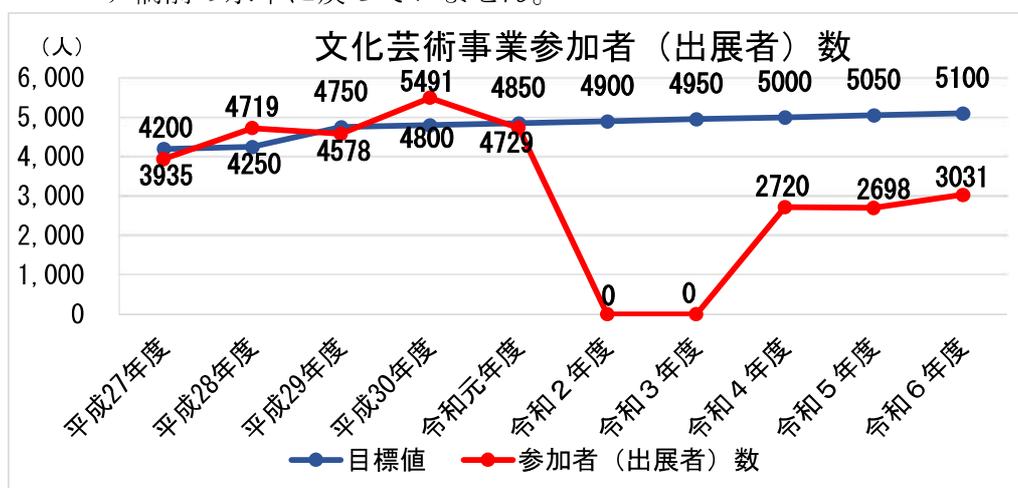
出典：文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和5（2023）年）」を基に、厚木市教育委員会作成

### (3) 地域交流と生涯学習の変化

#### ア 文化活動の実施状況

文化芸術活動の推進を測る指標として定めている、あつぎ市民芸術文化祭（野外彫刻造形展・市民文化祭・市民芸術祭・あつぎミュージックフェスティバル）の参加者（出展者）は、例年、目標値に対しおおむね達成に近い数値でした。

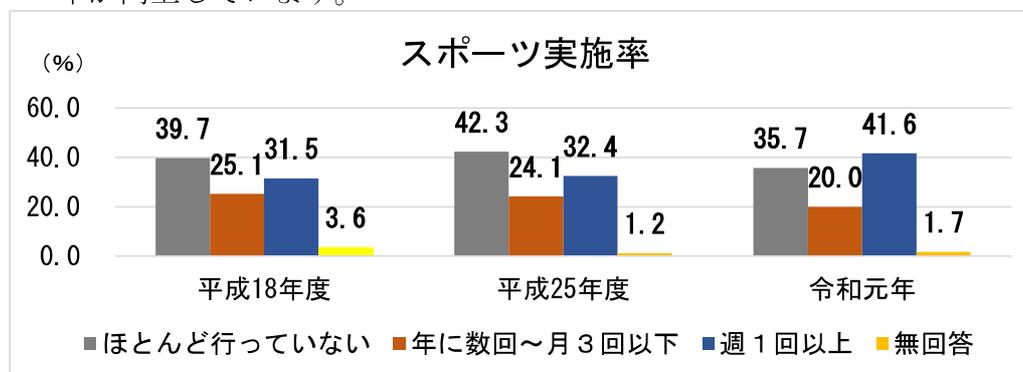
令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となりましたが、令和4（2022）年度以後、コロナ禍前の水準に戻っていません。



出典：厚木市作成

#### イ スポーツ活動の実施状況

16歳以上79歳以下の市民のスポーツ実施率について、令和元年度調査では平成25（2013）年度と比較し、「週に1回以上行っている」が上昇するとともに、「ほとんど行っていない」が減少し、全体としてスポーツ実施率が向上しています。



出典：厚木市「第2次厚木市スポーツ推進計画（令和3（2021）年）」

## 2 児童・生徒アンケート調査結果

### (1) 調査目的

本調査は、第3次計画の策定に当たり、本市の義務教育についての現状や課題を把握するとともに、児童・生徒の声を反映させた今後の教育施策の方向性を定めることを目的に、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法

#### ア 調査対象者

(7) 市立 23 小学校 5 年生 1,740 人

(4) 市立 13 中学校 2 年生 1,882 人

#### イ 調査方法

G I G A スクール端末を使用し、児童・生徒が回答

#### ウ 調査期間

令和7年2月6日（木）～2月28日（金）

### (3) 回答状況

次のとおりです。（※全体数は令和7年2月1日現在）

学年	全体数（人）	回答者（人）	回答率（%）
小学5年生	1,740	1,208	69.4
中学2年生	1,882	1,389	73.8

### (4) 調査結果の表示方法

ア グラフに記載されているN値とは、回答者数のことを示しています。

イ 集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してありますので、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、全ての比率の合計が100.0%にならない場合があります。

### (5) 調査項目一覧

次のとおりです。

調査項目	設問 No.	設問内容
10 年後なりたい人について	1	10 年後、どのような人になりたいですか
厚木市の義務教育の現状について	2	学校生活で先生と話す時間はありますか
	3	授業を受けるための学校の設備は整っていますか
	4	いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人がいますか
	5	おうちの人とお話ししますか

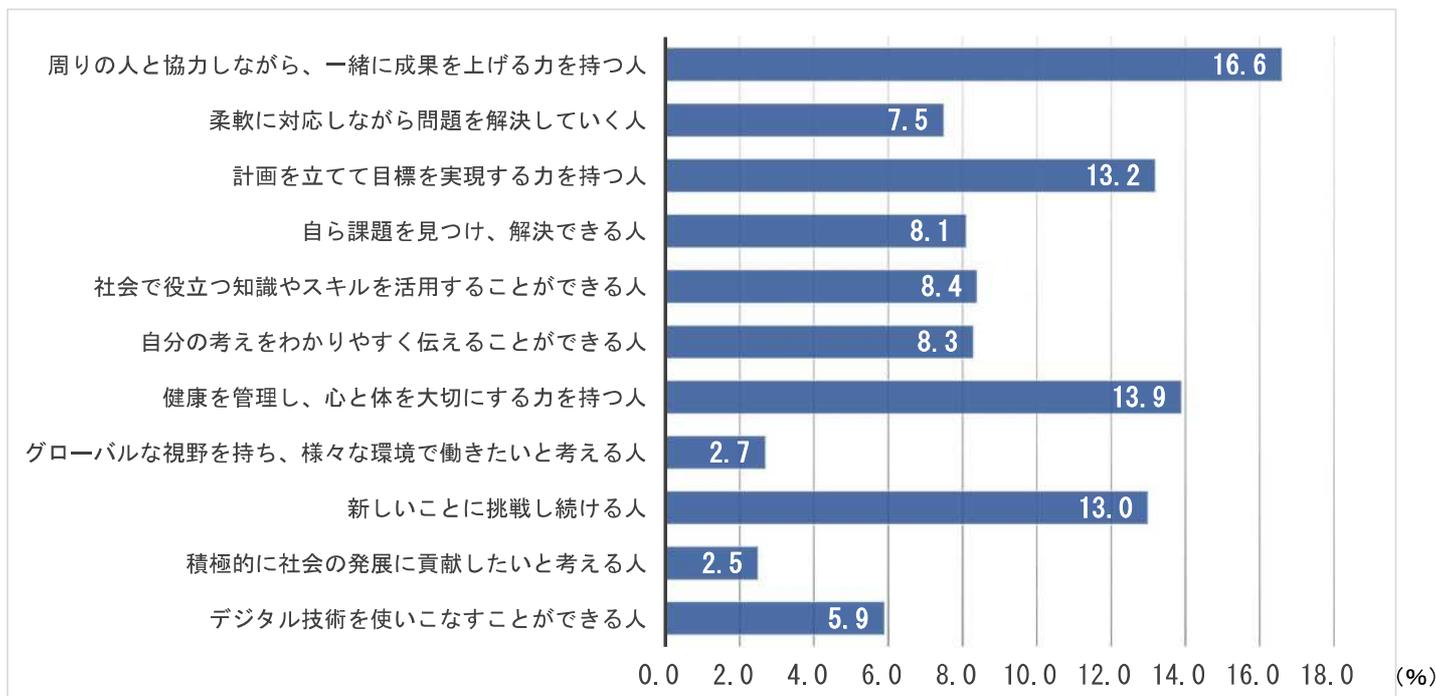
## (6) 調査結果

### ア 質問事項1 「10年後、どのような人になりたいですか」(3つ選択)

- (ア) 周りの人と協力しながら、一緒に成果を上げる力を持つ人
- (イ) 柔軟に対応しながら問題を解決していく人
- (ウ) 計画を立てて目標を実現する力を持つ人
- (エ) 自ら課題を見つけ、解決できる人
- (オ) 社会で役立つ知識やスキルを活用することができる人
- (カ) 自分の考えをわかりやすく伝えることができる人
- (キ) 健康を管理し、心と体を大切にできる力を持つ人
- (ク) グローバルな視野を持ち、様々な環境で働きたいと考える人
- (ケ) 新しいことに挑戦し続ける人
- (コ) 積極的に社会の発展に貢献したいと考える人
- (ク) デジタル技術を使いこなすことができる人

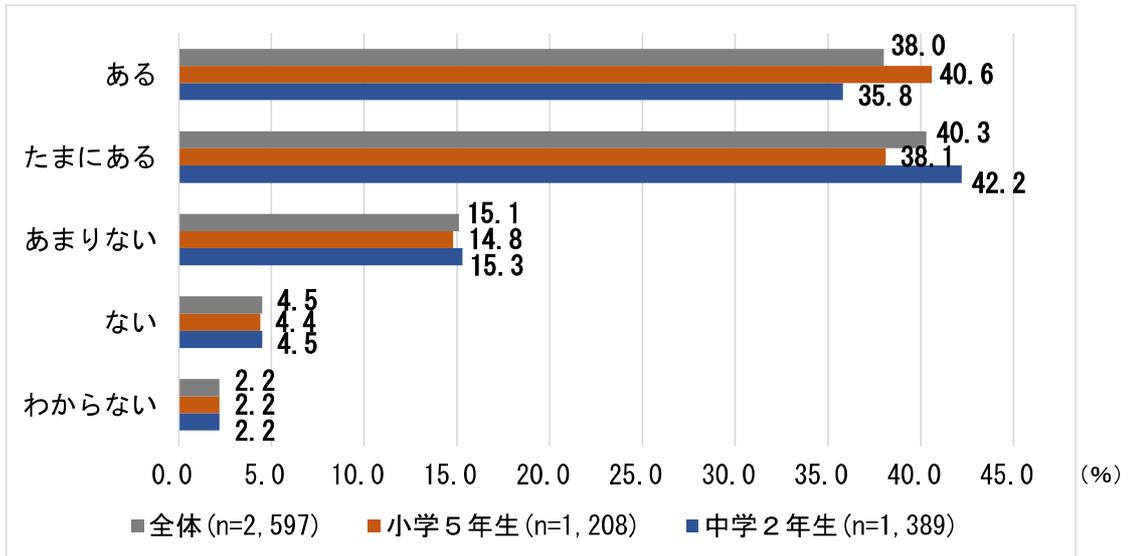
「周りの人と協力しながら、一緒に成果を上げる力を持つ人 (1,295 件) (16.6%)」になりたいと考える児童・生徒の割合が最も多く、次いで「健康を管理し、心と体を大切にできる力を持つ人 (1,082 件) (13.9%)」、「計画を立てて目標を実現する力を持つ人 (1,028 件) (13.2%)」と続いています。

(n=7,791) ※1人3つ選択



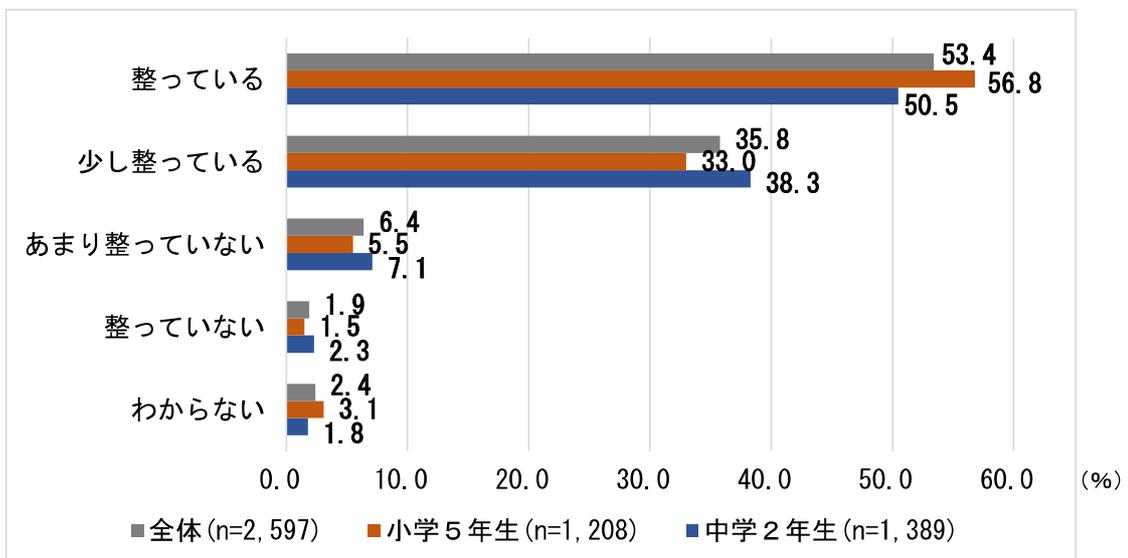
イ 質問事項2 「学校生活で先生と話す時間はありますか」

学校生活で先生と話す時間が「ある・たまにある」を選択した児童・生徒の割合は、78.3%です。



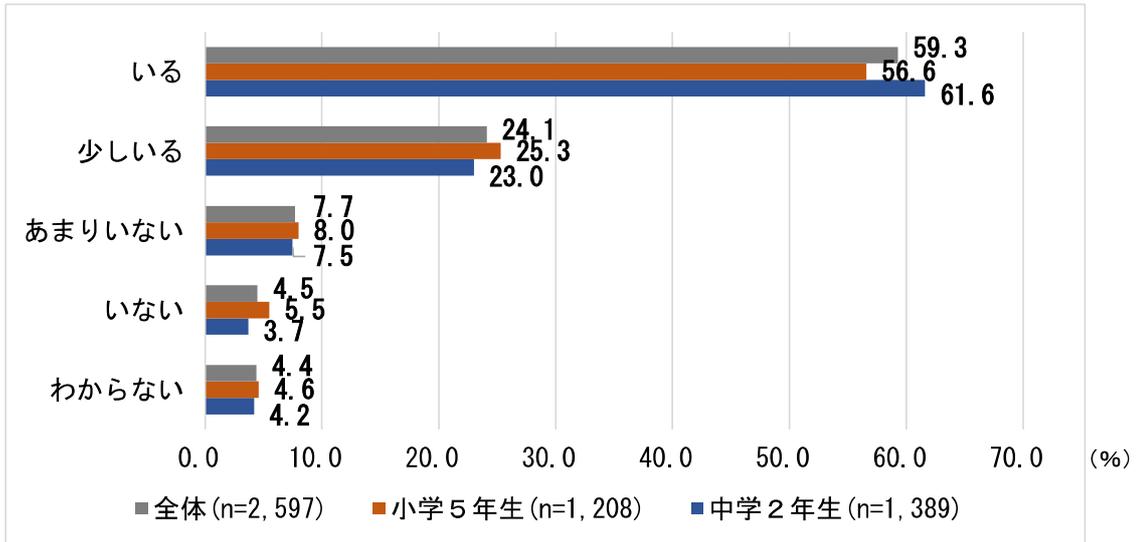
ウ 質問事項3 「授業を受けるための学校の設備は整っていますか」

授業を受けるための学校の設備は「整っている・少し整っている」を選択した児童・生徒の割合は、89.2%です。



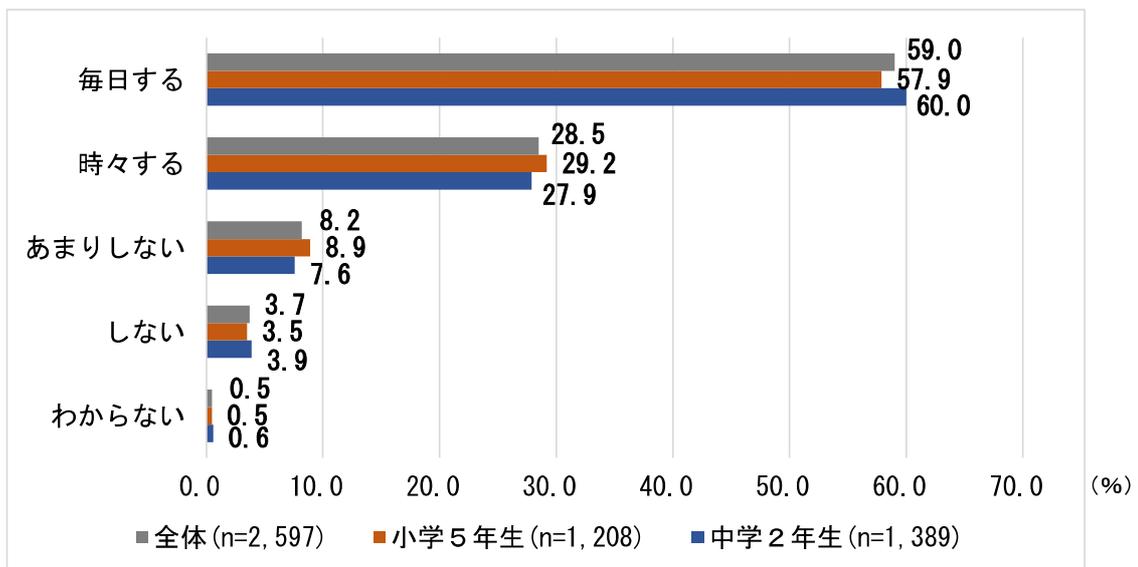
エ 質問事項4「いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人がいますか」

いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人が「いる・少しいる」を選択した児童・生徒の割合は、83.4%です。



オ 質問事項5「おうちの人とお話しますか」

おうちの人とお話しを「毎日する・時々する」を選択した児童・生徒の割合は、87.5%です。



### 3 検討組織

#### (1) 厚木市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## (2) 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会委員名簿

No.	役職	氏名	選出区分	所属等
1	部会長	飛鳥井 光治	学識経験者	厚木市社会教育委員会議 議長
2	職務代理	亀井 敏昭	学識経験者	元厚木市立中学校長
3	委員	紺野 綾乃	公募による市民	
4	委員	押切 晴美	関係団体の代表	厚木市立依知小学校長
5	委員	佐藤 弘幸	関係団体の代表	厚木市立厚木中学校長
6	委員	三橋 徳行	関係団体の代表	厚木市スポーツ推進委員 連絡協議会会長
7	委員	小沢 一仁	学識経験者	東京工芸大学准教授
8	委員	中村 明子	学識経験者	元厚木市立小学校長
9	委員	野村 和彦	学識経験者	東日本電信電話株式会社 神奈川支店 第一ビジネスイノベーション 部
10	委員	二見 総一郎	学識経験者	湘北短期大学専任講師
11	委員	猿子 修司	学識経験者	厚木市立小中学校PTA 連絡協議会顧問

敬称略・順不同

## (3) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会規程

### (設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、厚木市における教育振興のための計画の策定及び推進を図るため、「厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の推進について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会委員

No.	役職	職名
1	委員長	教育部長
2	副委員長	教育指導担当部長
3	委員	企画政策課長
4	委員	こども育成課長
5	委員	市民協働推進課長
6	委員	生涯学習課長
7	委員	中央図書館長
8	委員	スポーツ魅力創造課長
9	委員	文化魅力創造課長
10	委員	教育総務課長
11	委員	学務課長
12	委員	学校施設課長
13	委員	学校施設整備担当課長
14	委員	学校給食課長
15	委員	教育指導課長
16	委員	教職員課長
17	委員	教育研究所長
18	委員	青少年教育相談センター所長

#### 4 策定の経過

##### (1) 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会

会議	開催日	内容
第1回	令和7（2025）年 2月18日	(1) 諮問 (2) 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について (3) 厚木市の教育を取り巻く現状に係る基礎資料について (4) 第2次厚木市教育振興基本計画及び第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について (5) 第3次厚木市教育振興基本計画策定の進め方について (6) 今後のスケジュールについて
第2回	3月13日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の構成（案）について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について
第3回	4月24日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針等の考え方について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に当たり考慮すべき教育DXと生成AIの影響について (4) 厚木市教育大綱の改定方針について
第4回	7月15日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針及び施策の考え方について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の計画を支える取組について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施について
第5回	8月20日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画（案）について
第6回	9月30日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画について (2) 答申

(2) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

会議	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年 8月26日	(仮称)第3次厚木市教育振興基本計画の策定に係る検討について
第2回	10月2日	第3次厚木市教育振興基本計画策定方針(案)について
第3回	11月19日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について (2) 第2次厚木市教育振興基本計画の現状と課題について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の設定について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査について
第4回	12月26日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の設定について (3) 教育を取り巻く現状や課題等に係る基礎資料の整理について
第5回	令和7(2025)年 3月25日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の構成(案)について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について (5) 厚木市教育大綱の改定方針について
第6回	7月31日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画骨子案について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会について
第7回	10月14日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画(案)について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係るパブリックコメントの実施について

(3) 市民参加手続等

No.	開催日	内容
1	令和7（2025）年 2月6日～28日	児童（小5）・生徒（中2）アンケート調査
2	令和7年8月6日	意見交換会
3	令和7年12月1日～ 令和8（2026）年 1月5日	パブリックコメント

## 5 用語説明

### ■あ行

語句	意味
I R T (反応項目理論)	Item Response Theory の略。一人一人の問題の正誤状況を活用し、調査に取り組んだ人の学力を測定する方法。IRT スコアは、IRT に基づいて各設問の正誤パターンから学力を推定し、500 を基準にした得点を表すもの。平均 IRT スコアは、算出された各生徒のスコアを足し合わせて平均をとったもの
I C T (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称
厚木市教育振興基本計画	教育基本法に基づき、基本理念「未来を担う人づくり」の下、市の教育が目指すべき目標と取組を定めた計画 第1次計画 平成21(2009)年度～令和2(2020)年度 第2次計画 令和3(2021)年度～令和14(2032)年度
厚木市教育大綱	国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育、社会教育といった教育委員会が所管する教育分野のみならず、子育て、文化振興、生涯学習といった市長の事務部局の事務にも幅広く関連し、市が目指す教育のあるべき姿を市長が教育委員会と協議し定めたもの
生きる力	文部科学省が提唱している学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを指す。新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指している。
インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、障がいの有無や国籍、人種などにかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学び、共に支え合いながら成長するための教育

語句	意味
インターネット接続率	インターネット接続（100Mbps 以上）を整備している学校の総数を、学校の総数から携帯電話回線（LTE 回線等）を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した値
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
A I （人工知能）	Artificial Intelligence の略。コンピュータにより学習・推論・判断などの人間の知的機能を模倣・実現する技術
S D G s （持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年の国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現を目指して採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標。令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指すための 17 の目標と 169 のターゲットからなる。
大型提示装置	プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のこと。

#### ■ 知行

語句	意味
架け橋プログラム	幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行（接続）を支援するための教育プログラム
学校基本調査	文部科学省が毎年 5 月 1 日を基準日として実施する、幼稚園から大学、専修学校、各種学校までを対象とした統計調査
学校教育	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校において行われる教育
家庭教育	家庭内で行われる教育的行為。保護者がこどもに基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、生きていく上で必要なことを身に付けさせること。

語句	意味
かながわ教育ビジョン	平成 19（2007）年に策定した神奈川県教育の総合的な指針。おおむね 20 年間を見据えて、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性などを示している。平成 29（2017）年と令和元（2019）年に一部改定している。
G I G A スクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。児童・生徒 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想
教育基本法	日本の教育と教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定された法律
教育 D X （デジタル・トランスフォーメーション）	教育デジタル・トランスフォーメーションの略。教育において最新のデジタルテクノロジーを活用し、教育の手法や教職員の業務を変革させること。
教員の校務用 P C 整備率	校務用コンピュータの総数を教員の総数で除して算出した値
コミュニティ・スクール	地域の方や保護者、教員等で構成し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関である「学校運営協議会」を設置した学校
こども大綱	令和 5（2023）年に施行された「こども基本法」に基づき、こどもの権利を保障し、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指す、国全体のこども政策の基本的な方針を定めたもの
こども・若者みらい計画	令和 7（2025）年度を始期とする、全てのこどもが心身ともに健やかに成長し、自分らしく生きられる「こどもまんなか社会」の実現を目指す本市の計画
子ども読書活動推進計画	こどもが読書に親しみ、生涯にわたって読書活動を推進するための本市の計画

■ さ行

語句	意味
社会教育	学校教育法に基づく学校の教育課程として行われる教育活動を除き、図書館、博物館、公民館などにおいて、主として青少年と成人に対して行われる教育活動
少人数学級	国の学級編成基準に基づき、1学級当たりの児童・生徒数を少なく編制する学級
生涯学習	人々が人生のいつでも自らの意思で学習の機会を選び、生涯にわたって学び続ける活動のこと。
生涯学習推進計画	人生 100 年時代に、こどもから高齢者まで誰もが学び続け、その学びを地域や社会でいかせる環境を整備することを目的とした本市の計画
情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせるための教育
スタートカリキュラム	幼稚園や保育所での「遊びや生活を通しての学びと育ち」を基礎に、小学1年生のこどもたちが新しい学校生活に適応していけるよう編制した指導計画
スポーツ推進計画	市民が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて人々の心のふれあいを推進することを目指し、基本理念や基本目標、スポーツ施策の具体的な方向性を示した本市の計画
全国体力・運動能力調査	こどもの体力向上にいかすため、スポーツ庁が平成20(2008)年度から、全国の小学5年生と中学2年生を対象に実施するスポーツテスト
全国学力・学習状況調査	義務教育に関する現状の把握・改善のため、文部科学省が平成19(2007)年から、全国の小学6年生と中学3年生を対象に毎年4月に実施する学力と学習状況の調査

■ た行

語句	意味
体力合計点	握力や上体起こしなど8種目の合計得点

語句	意味
第4期教育振興基本計画	教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。令和5（2023）年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画は、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度を計画期間とする。
第11次厚木市総合計画	長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための本市の指針となるもの。長期ビジョン（基本構想）は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間、アクションプランは5年間を計画期間とする。
確かな学力	知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力などまでを含めた力
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体における教育行政の組織体制や運営に関する基本事項を定める法律
超スマート社会（Society5.0）	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。国の第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱された。
長寿命化	建築物などに対し、劣化や老朽化への対策を講じたり、今後求められる機能を付加したりすることで、耐用年数を延ばし、より長く使用可能にすること。
適正規模・適正配置	学校教育の質を向上させ、より良い教育環境を実現するために、学校の規模（児童・生徒数、学級数）と配置（通学距離、時間）について、地域の実情に合わせて最適なバランスを検討・実現すること。
統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと。
統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値

■は行

語句	意味
文化芸術振興計画	文化芸術の振興を図るための計画であり、市民が文化芸術に触れる機会を増やし、文化的なまちづくりを進めるための目標や方針を示した本市の計画
P D C A サイクル	事業活動において、管理業務を計画通りスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つ。サイクルを構成する Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階の頭文字をつなげたもの

■や行

語句	意味
幼保小連携	幼稚園・保育所と小学校が連携し、こどもの発達の連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育を円滑に接続・支援する取組
予防保全工事	建物や設備の劣化・故障が発生する前に、問題を未然に防ぐために行う改修等の工事

■ら行

語句	意味
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階。就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどのライフイベントを経過しながら、それぞれのステージで家族構成や家計などの変化を想定した人生設計が提唱されている。
リカレント教育	学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと (recurrent : 循環)。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身に付けるためのリスキリングや、職業とは直接的には結び付かない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いられている。

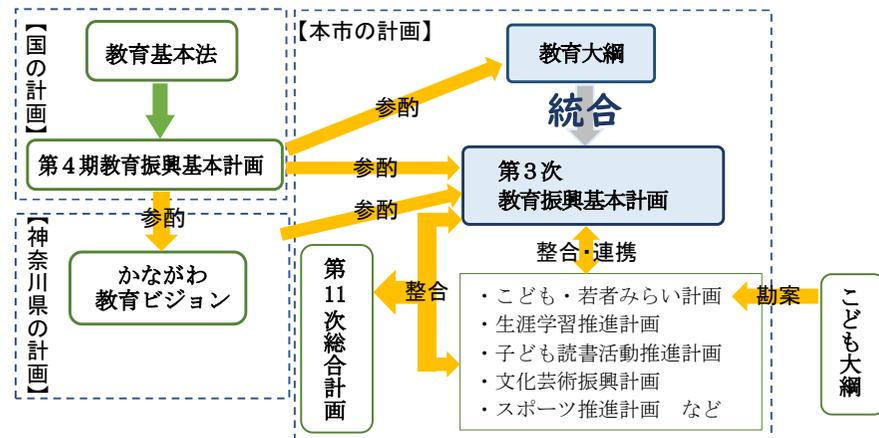
# 第3次厚木市教育振興基本計画（案）概要

## 1 計画の概要

### (1) 計画の位置付け

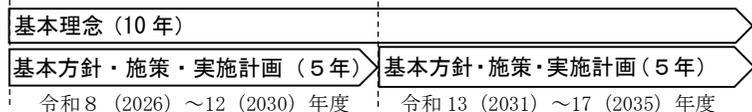
教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して定める計画です。

なお、第3次教育振興基本計画は、厚木市教育大綱を包含し、運用を図ることとしています。



### (2) 計画の構成と期間

計画期間を通して目指す本市の教育の在り方を示す「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応が必要となる「基本方針」、「施策」、「実施計画」を一体的に捉えた構成とします。



## 2 策定の背景

### 社会の動向

- ・少子化が進行し、児童・生徒数が減少しています。
- ・ICTやAIなど、新しい技術が生活や学びに広がっています。
- ・共働き家庭の増加や地域のつながりの変化が見られます。
- ・人生100年時代が到来し、あらゆる世代が生涯にわたり学び続けることができる環境整備が重要になっています。
- ・多様な背景を持つ人々と共に生き、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

### 国・県計画との整合

国の「第4期教育振興基本計画」及び神奈川県教育委員会の「かながわ教育ビジョン」と足並みをそろえつつ、本市の実情に即した教育施策を展開します。

### 教育大綱ってなに？

市長が策定する教育の基本的な方針です。本市では、「第3次厚木市教育振興基本計画」の基本理念と基本方針を教育大綱に位置付けます。

## 3 本市が目指す教育施策の方向性

### (1) 基本理念

### 未来を創る人づくり

将来の予測が困難な時代において、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められています。

こうした力を育むため、ライフステージに応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備することで、厚木の未来を創り出す人材の育成を目指します。

### (2) 施策の展開

基本理念を実現するため、四つの基本方針を定め、具体的な施策を進めていきます。

基本方針 1
児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの側面から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

---

基本方針 2
安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが多様性を尊重し、互いに高め合い、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。

---

基本方針 3
地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体でこどもたちの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

---

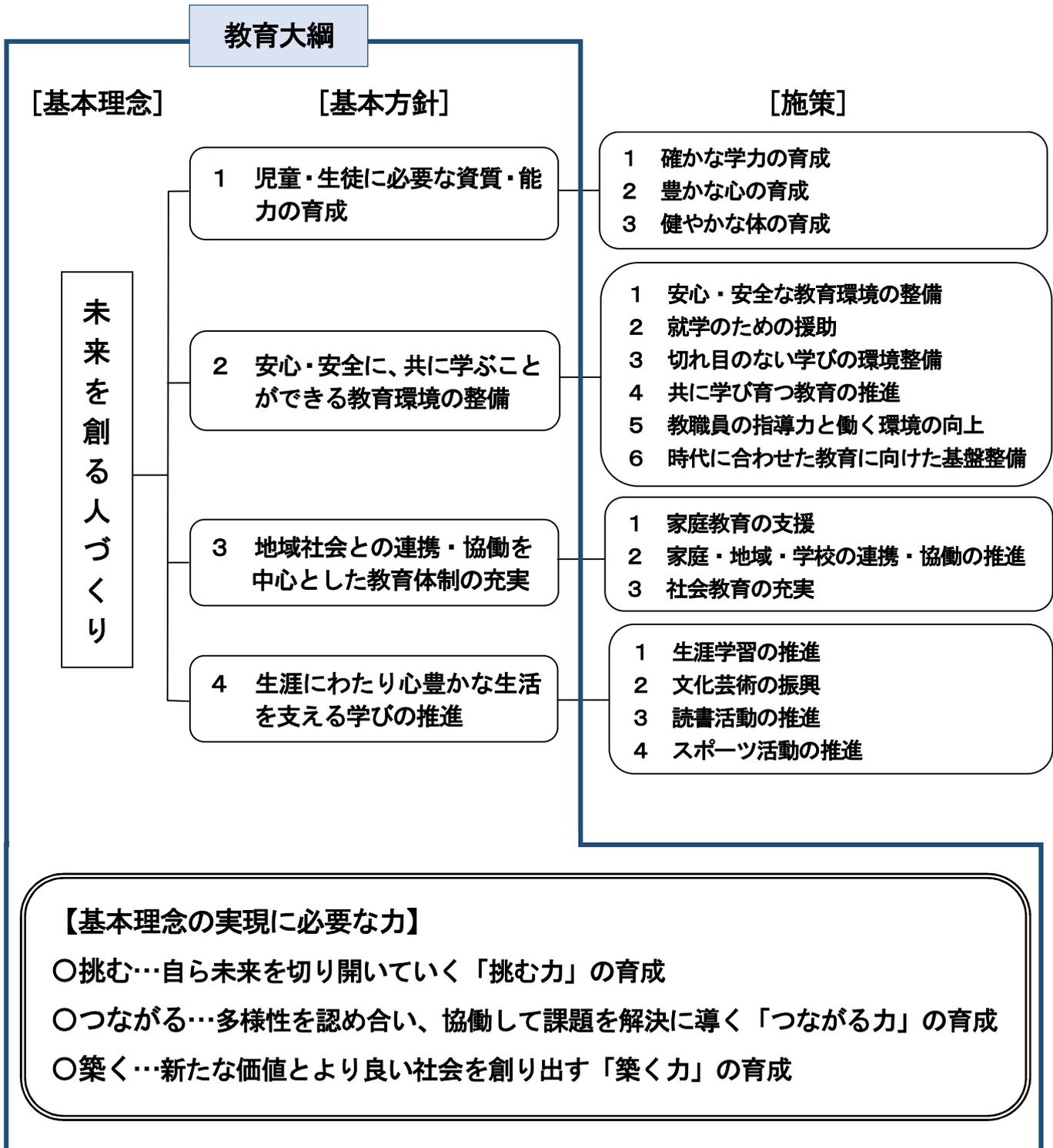
基本方針 4
生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生100年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

## 4 計画の推進

- ・指標を設定し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、取組状況の点検・評価を実施し、進行管理に活用します。
- ・基本方針ごとに持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示し、教育施策と持続可能な社会の実現を一体的に推進します。
- ・計画の推進に当たり、附属機関である厚木市教育振興基本計画審議会から点検・評価に係る意見や助言をいただくとともに、庁内組織である厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会において関係部局が横断的に連携し取組を進めます。

## 第3次厚木市教育振興基本計画（案）構成図



第 3 次厚木市教育振興基本計画について  
(答申)

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日

厚木市教育振興基本計画審議会



## 目 次

1	はじめに	1
2	第3次厚木市教育振興基本計画策定方針	2
3	第3次厚木市教育振興基本計画の構成	5
4	基本理念	6
5	施策の展開	7

### 参考資料

1	厚木市教育振興基本計画審議会委員名簿	15
2	厚木市教育振興基本計画審議会規則	16
3	厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の会議経過	18



# 1 はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式や価値観の変容、さらには少子化の加速やデジタル化の一層の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、厚木市教育振興基本計画審議会では、市の教育の将来を見据えた「第3次厚木市教育振興基本計画の策定」について、市教育委員会より諮問を受け、議論を重ねてきました。

私たちは、第2次厚木市教育振興基本計画の成果と課題を振り返り、学校教育や社会教育で積み重ねられた成果を確認するとともに、新たに直面する教育課題について共通理解を深めてきました。

また、国の第4期教育振興基本計画においては、「持続可能な創り手の育成」や「ウェルビーイングの向上」といった新たな理念が打ち出されるなど、教育に求められる役割はますます広がりを見せています。こうした変化を柔軟に受け止め、厚木らしい教育の在り方を見出していくことが求められています。

審議に当たっては、児童・生徒アンケートや市民意識調査、市民実感度調査などを通じ、幅広い市民の声を大切に検討しました。

人生100年代を迎える今、教育は子どもたちだけのものではなく、全ての世代にとって不可欠なものです。子どもたちには、夢や希望を持ち、失敗を恐れず挑戦できる力や、多様性を認め、様々な人と関わり合いながら課題に立ち向かう力を育んでほしいと願っています。そして大人になってからも学び直しや地域社会への参画を通じて、成長し続けられることが、一人一人のウェルビーイングを高め、地域社会の持続的な発展にもつながると考えています。

以上の審議を経て、「第3次厚木市教育振興基本計画」として結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

本答申を踏まえ、未来を自分たちで創り、教育を通じて誰もが幸せを実感できる社会の実現に向けて尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

令和7(2025)年9月30日

厚木市教育振興基本計画審議会



## 2 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針

検討を始めるに当たり、厚木市教育委員会から次のとおり第3次厚木市教育振興基本計画策定方針が提示されました。

### (1) 策定の背景

本市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とした第2次厚木市教育振興基本計画に基づき、学校教育や社会教育など、様々な事業を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化や少子化の加速、デジタル化の一層の進展など、同計画策定時から教育環境が大きく変化しています。

また、令和5（2023）年度を始期とする国の第4期教育振興基本計画及び令和8（2026）年度を始期とする第11次厚木市総合計画と整合を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を定める必要性があることから、新たに第3次厚木市教育振興基本計画を策定します。

### (2) 計画の構成と期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、基本方針・実施計画については、社会状況の変化が見込まれることや市総合計画アクションプランの計画期間を踏まえ、各5年間の計画とします。



### (3) 策定に当たって考慮すべき視点

第3次厚木市教育振興基本計画は、第2次厚木市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向け、学校教育や社会教育、生涯学習など広く本市の教育の在り方を示す計画とし、次の視点を踏まえ策定します。

#### ア ウェルビーイングの実現

学校教育においては、こどもたちが自分らしく笑顔で学校生活を送ることができるようウェルビーイングの向上を図るのはもちろんのこと、教職員の心身の状態や良好な労働環境などのウェルビーイングを実現することが重要となります。

また、社会教育・生涯学習を通じて、こどもから大人まで、社会全体でウェルビーイングの実現を目指す取組が求められています。

#### イ 持続可能な社会の担い手の育成

将来の予測が困難な時代において、いかに社会が変化しようと、社会を持続的に発展させていくために、主体的かつ他者ととともに協調して生きていくための力を育成する必要があります。

#### ウ 確かな学力や豊かな心の育成に資する学校教育環境の充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や新しい時代に求められる資質・能力の育成、こどもたちの豊かな情操や道徳心を養うにふさわしい学校教育環境の充実を図る必要があります。また、特別支援教育の推進、不登校児童生徒等への支援など、多様な教育ニーズへの対応や社会的包摂の推進が求められています。さらに、学校規模の適正化や義務教育9年間を見通した教育の推進、安心・安全で質の高い学校施設の整備などを進めていく必要があります。

#### エ 学校・地域・家庭との連携・協働の推進

コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進など、学校が家庭や地域社会と連携・協働し、社会全体でこどもたちを見守り育てていく取組を推進していく必要があります。

#### オ 地域の学びと交流を支える社会教育の充実

地域住民が学び、交流できる場としての社会教育施設の機能を更に高めるとともに、社会教育に携わる人材の育成を図り、社会教育の取組を一層充実させる必要があります。

#### カ スポーツ活動と文化芸術の振興

他者との協働や世代を超えて尊重し合う社会づくりなど、スポーツに備わる力は大きく、持続可能な社会づくりの実現に必要不可欠なため、積極的にスポーツ活動の推進に取り組む必要があります。

また、市民が心豊かな生活を実現できるよう、文化芸術活動の普及や若い世代の人材育成など、文化芸術を未来へつないでいく取組を推進する必要があります。

#### キ 幼保小連携の推進

幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校では、その芽生えを更に伸ばしていくことが必要となります。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要であり、効果的な幼保小連携の取組を推進していく必要があります。

#### ク 生涯学習の推進

人生100年時代において、誰もが生涯を通して学び、活躍していくため、生涯学習の必要性が高まっています。誰もが自分らしく学ぶこと、個人の成長や学んだことをいかした社会への貢献、さらにリカレント教育ができる環境を整えていく必要があります。

#### ケ 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ICTを活用し、こどもたちが自身の個性や特徴に合わせて学べる環境を整備するとともに、教職員の労働環境の改善や効率化を図る必要があります。また、様々な教育分野において、ICTを活用して問題の解決や価値を創造することができる人材を育成していく必要があります。

#### (4) 市民参加手続

ア 審議会（厚木市教育振興基本計画審議会）

イ 意見交換会

ウ パブリックコメント

※その他、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施

学校教育以外の分野については市民実感度調査を活用

#### (5) 策定体制

ア 附属機関

厚木市教育振興基本計画審議会

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表者等により構成し、第3次厚木市教育振興基本計画の策定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

イ 庁内検討組織

厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

教育委員会各部長及び計画策定に係る各課等長により構成し、第3次厚木市教育振興基本計画の策定に必要な事項の調査検討を行います。

#### (6) 策定スケジュール

市民参加については、「基本構想、基本計画等の策定等」に該当するため、パブリックコメント及びパブリックコメント以外の市民参加の手法二つの合わせて三つ以上の参加手続の実施が必要となります。

令和7（2025）年2月 厚木市教育振興基本計画審議会諮問

8月 意見交換会実施

9月 答申

12月 パブリックコメント実施

令和8（2026）年3月 計画策定

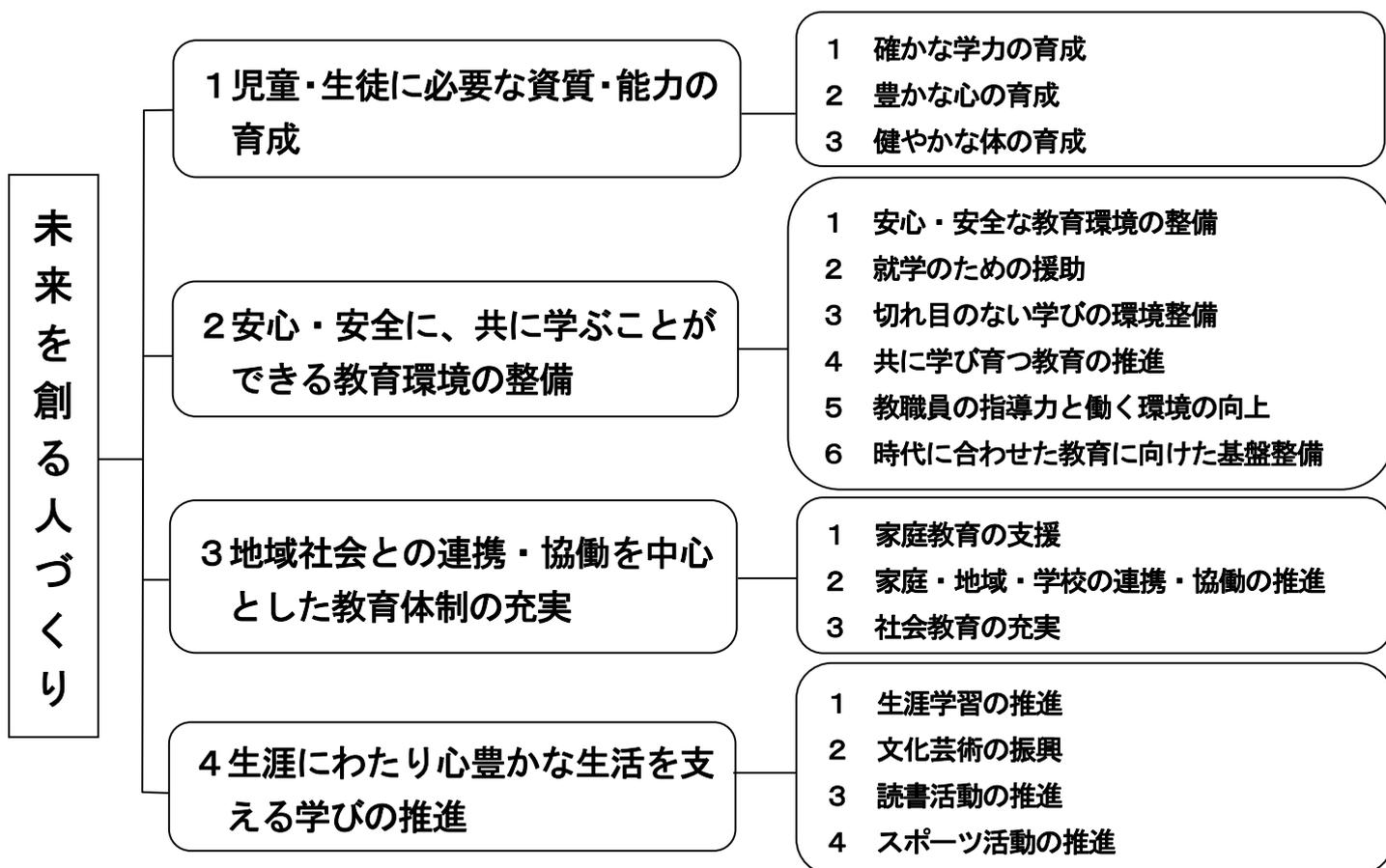
### 3 第3次厚木市教育振興基本計画の構成

第3次厚木市教育振興基本計画を構成する基本理念、基本方針、施策について、次のとおり提案します。

#### [基本理念]

#### [基本方針]

#### [施策]



#### 【基本理念の実現に必要な力】

- 挑む…自ら未来を切り開いていく「挑む力」の育成
- つながる…多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」の育成
- 築く…新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」の育成

## 4 基本理念

基本理念は、次のとおり案を作成しました。

なお、第2次厚木市教育振興基本計画では、基本目標が設定されていますが、理念的な側面があること、また、指標が設定されていないため、進捗状況を把握できないことから、基本理念に吸収する方向で次のとおり提案します。

第3次厚木市教育振興基本計画では、本市の教育のあるべき姿を中長期的な視点で見据え、基本理念を次のとおりとします。

### 未来を創る人づくり

教育基本法では、平和で民主的な社会の形成者としての資質を備えた国民の育成を教育の目的とし、同法に基づき策定された第4期教育振興基本計画においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指すこととしています。

第2次厚木市教育振興基本計画では、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化やグローバル化の急速な進展など、同計画では想定していなかった社会の変化が生じています。

私たちは、今、気候変動や将来起こり得る大規模災害、AI技術の進化、社会情勢の変動に伴う経済の不確実性など、将来の予測が困難なVUCA<sup>※1</sup>と言われる時代を生きています。こうした不透明で複雑な社会をたくましく生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められています。

こうした力を育むため、ライフステージに応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、ウェルビーイング<sup>※2</sup>を実感しながら、成長できる環境を整備し、人材を育成していく必要があります。

これらのことを踏まえ、「挑む力」、「つながる力」、そして「築く力」を備え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指し、第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念を「未来を創る人づくり」とします。

※1 Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)の頭文字を組み合わせた言葉で、将来の予測が困難な時代を示している。

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

## 5 施策の展開

基本方針、施策、施策の方向は、次のとおり案を作成しました。

教育のあるべき姿である基本理念を実現するための具体的な取組を示す四つの基本方針とそれぞれの進むべき方向性を示す施策を次のとおり提案します。

<b>基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成</b>	
施策 1	確かな学力の育成
施策 2	豊かな心の育成
施策 3	健やかな体の育成
<b>基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備</b>	
施策 1	安心・安全な教育環境の整備
施策 2	就学のための援助
施策 3	切れ目のない学びの環境整備
施策 4	共に学び育つ教育の推進
施策 5	教職員の指導力と働く環境の向上
施策 6	時代に合わせた教育に向けた基盤整備
<b>基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実</b>	
施策 1	家庭教育の支援
施策 2	家庭・地域・学校の連携・協働の推進
施策 3	社会教育の充実
<b>基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進</b>	
施策 1	生涯学習の推進
施策 2	文化芸術の振興
施策 3	読書活動の推進
施策 4	スポーツ活動の推進

## (1) 基本方針1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの側面から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

学びの基盤である知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を発見し、解決する思考力・判断力・表現力を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲の向上を図ります。

また、思いやりや豊かな感性を育み、自他を大切にする気持ちを育成します。多様な体験活動や人との関わりを通じて、社会性や道徳性を培い、共に生きる力を伸ばしていきます。

さらに、日常生活における体力向上や基本的な生活習慣の定着を通じて、心身の健康を保ち、自らの健康保持や自己管理能力の育成を目指します。これにより、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を築きます。

### 施策1 確かな学力の育成

#### 【施策の方向】

- ・グローバル化やデジタル技術の進展など、児童・生徒が様々な変化に向き合う中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力を育成する。
- ・単なる知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用する柔軟な思考力・判断力・表現力の育成を図る。
- ・全ての児童・生徒が必要な学力を身に付けることができるよう、児童・生徒の学習進度に応じた学習環境の提供や学習意欲の課題に対応する。

### 施策2 豊かな心の育成

#### 【施策の方向】

- ・他者を思いやる気持ちや命の大切さを理解し、道徳性や社会性を身に付けた、心豊かな人間へと成長していくことを目指す。
- ・多様な体験活動や人との関わりを通じて、困難な状況に直面しても自分の心をしなやかに立て直す力を育む。
- ・問題行動等の背景を丁寧にアセスメントした上で、一人一人の状況に応じた適切な指導・支援を行う。
- ・悩みを抱える児童・生徒やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目のない支援を行う。

### **施策3 健やかな体の育成**

#### **【施策の方向】**

- ・児童・生徒が心身共に健康で、たくましく生きる力を育むことにより、豊かな人生を送るための基盤を築く。
- ・食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進するとともに、健康的な生活リズムを確立するため、睡眠への意識と生活習慣の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な食環境を社会全体で支える。

## (2) 基本方針2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが安心して学び、互いに高め合える環境整備、就学支援や切れ目のない学び、多様性を尊重した教育、教職員の働きやすさやICT活用など、これからの教育を支える環境整備に取り組みます。

安全で快適な学校施設・学習環境の整備を推進するとともに、経済的な事情にかかわらず、全ての児童・生徒が等しく学ぶ機会を確保するため、就学支援の充実を図ります。

また、幼児期から小学校への円滑な接続や、小学校と中学校の9年間を見通した切れ目のない学びの環境を整備し、こどもたちの発達段階に応じた支援を強化します。そして、障がいの有無や国籍、文化的背景などの違いにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び、育ち合える教育の充実を推進します。

さらに、教職員が専門性を発揮し、児童・生徒と向き合えるよう、働きやすい職場環境の整備に力を入れるとともに、教職員の指導力向上の支援を進めます。あわせて、ICTの効果的な活用や通学区域の再編成など、時代の変化に対応した教育環境の基盤づくりを推進します。

こうした取組に当たっては、こども自身の思いや意見を尊重し、学校づくりや学びの在り方に適切に反映していきます。

### 施策1 安心・安全な教育環境の整備

#### 【施策の方向】

- ・教育環境向上を一体的に進め、児童・生徒が健やかに成長できる環境整備をする。
- ・児童・生徒が身体的・精神的に安心でき、学習に集中できるような環境整備をする。
- ・災害や感染症等の非常時に備えた学校の安全確保に取り組む。

### 施策2 就学のための援助

#### 【施策の方向】

- ・経済的な理由や特別な支援の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するため、必要な援助を実施する。
- ・市民の方からの寄附をもとに設置された基金を活用し、経済的な理由により修学や部活動への参加が困難な児童・生徒に必要な援助を実施する。

### **施策3 切れ目のない学びの環境整備**

#### **【施策の方向】**

- ・幼児期から義務教育段階にかけて、こどもの成長を一貫して支えるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図り、安心して学べる環境を整備する。
- ・小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を推進し、カリキュラムの連続性と指導方法の一貫性を確保して、学びの連続性を高める。
- ・こどもの発達や実態に関する情報を関係機関で共有し、教職員との連携・協力体制を充実させることで、きめ細かな支援体制を構築する。

### **施策4 共に学び育つ教育の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・国籍、文化、性別、障がいの有無など、多様な背景を持つ人々が共に生きる社会において、違いを理解し、尊重し合える力を育む。
- ・インクルーシブ教育において、全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、育つことを目指し、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制を整える。

### **施策5 教職員の指導力と働く環境の向上**

#### **【施策の方向】**

- ・教職員は教育の中心的存在であり、その指導力が児童・生徒の学力や人格形成に大きな影響を与えることから指導力の格差解消を図る。
- ・教育現場に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・教職員の働く環境を改善し、本来の教育活動に専念できる環境を整備することで、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現する。

### **施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備**

#### **【施策の方向】**

- ・児童・生徒一人一人が安心して学び、成長できるよう、これからの教育に必要な土台づくりを進める。
- ・地域の実情や保護者・住民の声を踏まえ、持続可能な学校づくりを推進する。

### (3) 基本方針3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体でこどもたちの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

こどもたちの健やかな成長と学びを支えるためには、家庭・地域・学校が一体となって支え合う地域ぐるみの教育体制が欠かせません。

教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が安心して教育に関わることができるよう、保護者自身の学ぶ機会の提供や子育てに関する不安や悩みに対する解決策など家庭でいかせる情報を提供します。

また、地域住民や団体、学校等との連携体制を構築・充実させ、地域が教育活動に主体的に参画できる環境を整備します。そして、地域のつながりを強化するとともに、こどもたちの社会性や多様な価値観への理解を深めます。

さらに、誰もが身近な場所で学び続けられるよう、公民館などの社会教育施設を活用し、多様な学習機会を提供します。

地域社会との連携・協働を通じて、全ての世代が共に学び育つ地域社会の形成を図ります。

#### 施策1 家庭教育の支援

##### 【施策の方向】

- ・保護者に対して学習機会を提供するとともに、家庭・地域・学校との連携により家庭教育の支援を図る。
- ・子育てに関する不安や課題に対応できるよう支援する。

#### 施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

##### 【施策の方向】

- ・こどもたちの健やかな育成や多様な学びを支えるため、地域全体で教育に関わる体制を築く。

#### 施策3 社会教育の充実

##### 【施策の方向】

- ・地域社会における学びの場を提供する。
- ・地域の特性や多様な学びのニーズに柔軟に対応する。
- ・個人の学びと成長を支えるだけでなく、地域全体の活力向上につなげる。

#### (4) 基本方針4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生 100 年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

人生 100 年時代を迎え、市民一人一人が生涯を通じて学び続け、心豊かに充実した生活を送ることができる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。本市では、誰もが年齢や立場を問わず、学びに親しむことができる環境を整えることで、個人の自己実現と地域社会の活性化を図ります。

そうした中で、文化芸術の振興により創造性や感性を育み、読書活動の推進を通じて知的探求心を高めます。

また、スポーツ活動の推進により健やかな心身を育てるとともに、生涯学習を支える多様な学びの機会を提供します。これらの取組を通じて、市民一人一人が自らの人生を豊かにし、地域とつながりを深めながら共に支え合う社会の実現を目指します。

##### 施策1 生涯学習の推進

###### 【施策の方向】

- ・多様な生き方や価値観が広がる現代において、スキルアップを可能にする環境を整備し、自己実現につなげる。
- ・生涯学習を通じて個人として成長を続けるとともに、地域の一員として共に支え合いながら、誰もが幸せや生きがいを感じて暮らせる社会づくりに貢献する人材を育成する。

##### 施策2 文化芸術の振興

###### 【施策の方向】

- ・文化芸術に親しむことで、感性・表現力・創造力を育む。
- ・伝統文化や地域文化に触れる機会を通じて、郷土への愛着や自己理解、他者理解（価値観・文化的背景）を深め、人間性や豊かな心を育てる。
- ・全ての世代が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを推進する。
- ・文化財の保護と活用を図り、市民の文化的な向上に貢献する。

### **施策3 読書活動の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・複合施設あつめきに整備を進めている「未来・図書館」の整備を着実に推進する。
- ・「未来・図書館」の供用開始に当たっては、複合施設としての特性をいかした企画展示や行事等を開催するなど、読書に親しむきっかけづくりを推進する。
- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない、こどもの読書活動を推進し、本と親しみ、本を楽しむこどもを育てる。

### **施策4 スポーツ活動の推進**

#### **【施策の方向】**

- ・年代を問わず、誰もが日常的にスポーツに親しみ、健やかな心身が育つ環境を整備する。
- ・地域社会において、誰もがスポーツを楽しめる施設を整備し、世代や立場を超えた交流を促進する。
- ・学校、地域、関係団体と連携し、スポーツの楽しさや意義を伝える機会を充実させる。

## 参考資料

### 1 厚木市教育振興基本計画審議会委員名簿

#### (1) 委員

(選出区分順・氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等
1	コンノ アヤノ 紺野 綾乃	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
2	アスカイ ミツハル 飛鳥井 光治	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市社会教育委員会議議長
3	カメイ トシアキ 亀井 敏昭	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立中学校長
4	ナカムラ アキコ 中村 明子	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立小学校長
5	マシコ シュウジ 猿子 修司	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問

#### (2) 臨時委員

(選出区分順・氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等
1	オシキリ ハルミ 押切 晴美	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市立依知小学校長
2	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘幸	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市立厚木中学校長
3	ミツハシ トクユキ 三橋 徳行	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市スポーツ推進委員連絡協議会会長
4	オザワ カズヒト 小沢 一仁	規則第3条第3号 (学識経験者)	東京工芸大学准教授
5	ノムラ カズヒコ 野村 和彦	規則第3条第3号 (学識経験者)	東日本電信電話株式会社 神奈川支店 第一ビジネスイノベーション部
6	フタミ ソウイチロウ 二見 総一郎	規則第3条第3号 (学識経験者)	湘北短期大学専任講師

## 2 厚木市教育振興基本計画審議会規則

平成30年3月30日  
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令6教委規則7・旧第3条繰下)

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に係りのある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員(臨時委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(令和6年条例第21号。以下「改正条例」という。)による改正前の厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)別表の規定により設置された厚木市教育委員会点検評価委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)にこの規則による改正後の第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際、現に旧委員会の委員長である者又はその職務を代理する委員である者は、この規則による改正後の第6条の規定にかかわらず、施行日に改正条例による改正後の厚木市附属機関の設置に関する条例別表の規定により設置された厚木市教育振興基本計画審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

### 3 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の会議経過

開催回	開催日時	案 件
第1回	令和7年2月18日(火) 14時～16時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について</li> <li>2 厚木市の教育を取り巻く現状に係る基礎資料について</li> <li>3 第2次厚木市教育振興基本計画及び第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について</li> <li>4 第3次厚木市教育振興基本計画策定の進め方について</li> <li>5 今後のスケジュールについて</li> </ol>
第2回	3月13日(木) 14時～15時45分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について</li> <li>2 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について</li> <li>3 第3次厚木市教育振興基本計画の構成(案)について</li> <li>4 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について</li> </ol>
第3回	4月24日(木) 14時～16時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について</li> <li>2 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について</li> <li>3 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針等の考え方について</li> <li>4 第3次厚木市教育振興基本計画策定に当たり考慮すべき教育DXと生成AIの影響について</li> <li>5 厚木市教育大綱の改定方針について</li> </ol>
第4回	7月11日(金) 14時～15時30分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について</li> <li>2 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について</li> <li>3 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針及び施策の考え方について</li> <li>4 第3次厚木市教育振興基本計画の計画を支える取組について</li> <li>5 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施について</li> </ol>

第5回	8月20日(水) 14時～15時45分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について</li> <li>2 第3次厚木市教育振興基本計画(案)について</li> </ol>
第6回	9月30日(火) 14時～15時	第3次厚木市教育振興基本計画について

## 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

### 1 目的

令和3年度から令和14年度までの12年間の計画期間とした第2次厚木市教育振興基本計画に基づき、学校教育や社会教育など、様々な事業を推進しているところです。しかし、生活様式の変化や少子化の加速、デジタル化の一層の進展など、近年の教育環境は大きく変化しており、将来を見据えた教育の方向性を新たに定める必要性があることから、第3次厚木市教育振興基本計画の策定を進めています。

また、厚木市教育大綱についても、第3次厚木市教育振興基本計画と整合を図るとともに、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を目指し、同時期に改定を進めています。

これらを踏まえ、教育の指針となる両者を一体的に整理し、統合することで、本市の教育行政の施策体系を明確化し、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を積極的かつ強力で推進していきます。

つきましては、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間とする第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

### 2 パブリックコメント手続の対象

第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱（案）

### 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（12月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（12月1日（月）から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

### 4 資料の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で12月1日（月）から1月5日（月）まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は教育総務課（電話 046-225-2663）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎5階 教育総務課
- (2) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) あつぎセーフティーステーション番屋
- (9) 南毛利スポーツセンター
- (10) 荻野運動公園
- (11) 子育て支援センター
- (12) ぼうさいの丘公園センター施設
- (13) ふれあいプラザ
- (14) あつぎ郷土博物館
- (15) 子ども科学館
- (16) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

## 5 意見等提出期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月5日（月）まで

※ 郵送の場合は、1月5日（月）の消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

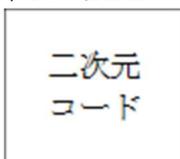
次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

(3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎5階 教育総務課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ア) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー

(イ) 南毛利スポーツセンター

(ロ) 荻野運動公園

(ハ) 子育て支援センター

(ニ) ぼうさいの丘公園センター施設

(ホ) ふれあいプラザ

(ヘ) 子ども科学館

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ハ) 保健福祉センター

(ニ) 中央図書館

(ホ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(ヘ) あつぎセーフティーステーション番屋

(ト) あつぎ郷土博物館

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市教育委員会教育部教育総務課教育企画係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-5280

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 7800@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱（案）パブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

**協議事項 2 については、  
非公開案件となります。**

**報告事項 1 及び 2 については、  
非公開案件となります。**